

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	後期高齢者医療に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和8年9月4日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の内容	高齢者の医療の確保に関する法律（以下、「高確法」という。）及び石川県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の別表の項番85の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 ○高確法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・被保険者に係る申請等の受理 ・申請等に係る事実についての審査 ・申請等に対する応答に関する事務 ○高確法による資格確認書、資格情報のお知らせに関する事務（前号に掲げるものを除く。） 具体的には、以下の事務となる。 ・資格確認書に関する事務 ・資格情報のお知らせに関する事務 ○高確法による特定疾病療養又は限度額適用・標準負担額減額の認定に関する事務（前々号に掲げるものを除く。） 具体的には、以下の事務となる。 ・特定疾病療養の認定に関する事務 ・限度額適用の認定に関する事務 ・限度額適用・標準負担額減額の認定に関する事務 ○高確法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ○高確法第69条第1項の措置に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・措置に関する事務 ○高確法第92条の一時差止めに関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・一時差止めに関する事務 ○高確法第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 具体的には、以下の事務となる。 ・保険料の徴収に関する事務 ・保険料の賦課に関する事務
③対象人数	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 [10万人以上30万人未満]

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	後期高齢支援システム
②システムの機能	<賦課> ・賦課処理機能 納入通知書出力、徴収方法変更等の処理を行う。 ・賦課照会機能 賦課額及び期別賦課額等の賦課情報の照会を行う。 <収納> ・調定情報管理機能 賦課異動情報を取り込み、調定情報を登録・更新する。 ・収入金管理機能 窓口徴収、特別徴収、金融機関の入金情報を元に消込処理を行う。 ・口座振替管理機能 口座振替を希望する住民の口座から、金融機関送付用のデータ作成、各種帳票の作成を行う。 ・収納情報管理機能 納付義務者の収納状況表示、納付証明書の発行を行う。 ・過誤納管理機能 過誤納データを元に過誤納金の充当・還付処理を行う。 <滞納> ・督促管理機能 督促状の発行、発行停止等の処理を行う。 ・返戻・公示機能 住所不明などの返戻情報を入力し、公示送達処理を行う。 ・滞納情報照会機能 滞納者の検索及び滞納情報、処分情報を照会する。 ・滞納情報管理機能 滞納者整理状況、滞納者把握情報を管理する。 ・催告管理機能 滞納者に対する催告書及び納付書を出力する。 ・滞納整理情報管理機能 滞納者の整理情報(繰上徴収・納付委託・分割納付・徴収猶予・延滞金減免)を登録・管理する。 ・滞納処分管理機能 滞納者に対する処分の停止、時効の中断登録・管理を行う。 ・換価・配当管理機能 公売対象の財産情報、公売対象財産の換価後配当金の計算、滞納金額への充当処理を行う。 ・不納欠損管理機能 時効予定者、不納欠損者の登録管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 （福祉保健総合システム ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム

システム2～5									
システム2									
①システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という。) ※標準システムは、石川県後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」という。)に設置される標準システムサーバー群と、構成市町に設置される窓口端末で構成される。								
②システムの機能	<資格管理業務> (1)資格確認書等の即時交付申請 本市の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を本市の窓口端末へ配信する。 本市の窓口端末では配信された決定情報をもとに資格確認書等を発行する。 (2)住民基本台帳等の取得 本市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 (3)被保険者資格の異動 (2)により本市の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を本市の窓口端末へ配信する。 <賦課・収納業務> (1)保険料賦課 本市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを本市の窓口端末へ配信する。 (2)保険料収納管理 本市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 <給付業務> 本市の窓口端末を用いて、高額療養費支給申請に関するデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システムにおいて当該情報を用いて高額療養費支給決定を行い、本市の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、高額療養費支給決定通知情報等を本市の窓口端末へ配信する。 ※ オンラインファイル連携機能とは、本市の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを本市の窓口端末に配信する機能のことをいう。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td><td>[] 庁内連携システム</td></tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>[] 既存住民基本台帳システム</td></tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td><td>[] 税務システム</td></tr> <tr> <td>[] その他 (</td><td>)</td></tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 (	)
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 (	)								
システム3									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS部分について記載)								
②システムの機能	①本人確認 ・窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する ②本人確認情報検索 ・統合端末において入力された5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td><td>[] 庁内連携システム</td></tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>[○] 既存住民基本台帳システム</td></tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td><td>[] 税務システム</td></tr> <tr> <td>[] その他 (</td><td>)</td></tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 (	)
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 (	)								

システム4	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	①住民記録管理機能 ・住民基本台帳法に規定する住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯等の基本項目の管理を行い、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を更新するため、5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別)等の提供を行う。また、転入届に基づき住民票の記載をした際は、転出元市町村に対して記録事項を通知(転入通知)し、住民の異動で本籍地が本市以外の場合は、本籍地に修正をすべき事項を通知(附票通知)する。 ②住民票の写し等の交付機能 ・住民からの交付申請に応じて住民票の写し等の発行を行う。 ③住民基本台帳の統計機能 ・異動種別や人口動態の集計表を作成する。 ④法務省への通知事項の作成機能 ・外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う。 ⑤連携機能 ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの住民票記載項目及び庁内事務で使用する住民情報の連携を行う。 <<本事務における使用機能及びその使用目的>> ・被保険者及びその世帯員の住民票異動情報を基に遅滞なく把握し、擬制世帯主を含む被保険者の資格情報等を最新化するために住民記録管理機能を使用する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢支援システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム、選挙人名簿管理システム)
システム5	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	①課税情報管理機能 ・各税目ごとに課税情報の管理を行う。 ②賦課機能 ・賦課内容を管理し、更正若しくは決定を行い、本人あて通知する。 ③収納滞納管理機能 ・収納・滞納状況を管理し、督促状等の発送及び還付・充当処理を行う。 ④宛名管理機能 ・納税者の宛名等を管理する。 <<本業務における使用機能及びその使用目的>> ・被保険者及びその世帯員の所得情報を遅滞無く把握し、被保険者の自己負担割合等の情報を最新化するために課税情報管理機能を使用する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (市税滞納管理システム、介護保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、後期高齢支援システム、国民年金システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、就学事務システム)

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	①宛名管理機能 ・既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能 ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能 ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 ・中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報提供機能 ・各業務で管理している利用特定個人情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能 ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 (中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、子ども・子育て支援システム、健康情報システム)
システム7	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データと取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 (申請管理システム、e-Gov電子申請サービス)
システム8	
①システムの名称	預貯金等照会システム
②システムの機能	預貯金等(対象者情報・口座情報等)照会機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
後期高齢者医療情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の85の項	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(個人番号利用事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(117の項)	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民局保険年金課	
②所属長の役職名	市民局保険年金課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市の後期高齢者医療保険の資格履歴を有する者とその世帯員
その必要性	後期高齢者医療業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1号及び別表の85の項の規定による。 ・番号法第19条第8号及び主務省令第2条の規定による。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、その他識別情報(宛名番号): 本人確認を正確に行うために必要 ・5情報: 保険料賦課を正確に行うために必要 ・連絡先(電話番号等): 各種申請内容の確認を行うために必要 ・地方税関係情報: 保険料計算や限度額認定に必要 ・障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報: 被保険者の資格確認を行うために必要 ・介護・高齢者福祉関係情報: 保険給付を正確に行うために必要 ・年金関係情報: 保険料の徴収方法を決定するために必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月以降
⑥事務担当部署	市民局保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、生活支援課、介護保険課、健康政策課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (内閣府) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (石川県後期高齢者医療広域連合、石川県国民健康保険団体連合会)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (庁内LAN、サービス検索・電子申請機能)
③使用目的 ※		後期高齢者医療保険被保険者の資格管理及び保険給付、保険料賦課・徴収に関する事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	市民局保険年金課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①広域連合へ被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報及び住所地特例対象者情報を提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ②広域連合へ保険料賦課及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を提供する。 ③石川県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)より送付される特別徴収対象候補者情報を基に特別徴収情報を管理する。また、国保連合会に特別徴収の開始・中止の情報を送信及び結果通知の受信も行う。 ④広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料の期割情報の作成を行う。また、被保険者に対し納入通知書を送付する。 ⑤保険料の収納を行う。また、過誤納が発生した場合に還付充当を行う。 ⑥収納情報・滞納情報を広域連合へ通知し、徴収した保険料を広域連合へ納付する。 ⑦資格確認書等の引渡しや被保険者の資格に関する届出並びに保険給付に関する届出の受付をし、申請書等を広域連合へ送付する。 ⑧介護保険課との連携により高額療養費・高額介護サービス費の情報を管理し、高額介護合算療養費の給付管理を行う。
情報の突合		・住民票関係情報と申請内容を突合し、被保険者情報や医療保険給付関係情報を確認する。【上記:①⑦⑧】 ・地方税関係情報と被保険者及び同一世帯員を突合し、所得額を確認する。【上記:②】 ・年金給付関係情報と賦課情報を突合し、特別徴収の判定等を行う。【上記:③】 ・被保険者情報と賦課情報を突合し、保険料の期割情報を作成する。【上記:④】 ・賦課情報と収入金情報を突合し、収納・滞納情報を更新する。【上記:⑤⑥】
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件)
委託事項1		後期高齢者医療業務に係る標準化準拠システムクラウドサービス提供等業務
①委託内容		ガバメントクラウド上に構築された後期高齢支援システムの資産適用、運用支援、保守等を行う。
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑥再委託事項	現地での運用支援作業等
委託事項2～5		
委託事項2		後期高齢支援システムオペレーション委託業務
①委託内容		後期高齢者支援システムのバッチスケジュール・パラメタ管理、バッチ処理の日次事前走行・年次リーサル等
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等により判断の上、本市、委託業者、再委託業者の間で個人情報の機密保持に関する協定を結び、委託業者に第三者への委託承諾申請書を提出させ協定を結ぶ。
	⑥再委託事項	後期高齢者支援システムのバッチスケジュール・パラメタ登録、バッチ処理の日次事前走行・年次リーサル等
委託事項3		限度額適用認定証申請勧奨等委託業務
①委託内容		資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書等の申請内容の入力補助
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		IIP金沢キャリアサポート株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている（ ）件 ☒ 移転を行っている（ 9 ）件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	石川県後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	【住民基本台帳情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第10項 【住民基本台帳情報以外の情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条 市町と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市町に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、本市が石川県広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書においては、本市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。
②移転先における用途	・被保険者資格の管理、一部負担割合の判定や保険料の賦課等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む。)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。
③移転する情報	【資格管理業務】 (被保険者資格に関する届出) 転入時等に本市窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報 (住民基本台帳情報) ・年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住基情報(世帯単位) (住登外登録情報) ・年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民及び世帯構成員の住民登外登録情報(世帯単位) 【賦課・収納業務】 (所得・課税情報) ・後期高齢者医療の被保険者の保険料及び一部負担割合算定に必要な情報 (期割情報) ・本市が実施した期割保険料の情報 (収納情報) ・本市が収納及び還付充当した保険料の情報 (滞納情報) ・本市が管理している保険料滞納者の情報 【給付業務】 (高額療養費関連情報等) ・本市で申請書等をもとに作成した高額療養費情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・被保険者：75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、または65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員：被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([○] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)

⑦時期・頻度	【資格管理業務】 (被保険者資格に関する届出) ・番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に届出なる都度 (住民基本台帳情報) ・個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転 ・番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は日次の頻度 (住登外登録情報) ・個人番号の付番、通知の日(平成27年10月5日)以後に準備行為として一括で移転 ・番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は日次の頻度 【賦課・収納業務】 (所得・課税情報) ・番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に月次の頻度 (期割情報) ・番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に日次の頻度 (収納情報) ・番号利用開始日(平成28年1月1日)以降に日次の頻度 (滞納者情報) ・番号利用開始日(平成28年1月1日)以降に日次の頻度 【給付業務】 (高額療養費関連情報等) ・番号利用開始日(平成28年1月1日)以降に月次の頻度
移転先2～5	
移転先2	市民課
①法令上の根拠	住民基本台法第7条の10
②移転先における用途	住民票に後期高齢者医療保険の資格得喪年月日を印字するため。
③移転する情報	後期高齢者医療保険の被保険者番号、資格取得年月日、資格喪失年月日等の資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市の後期高齢者医療保険の資格履歴を有する者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 (庁内LAN [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	日次

移転先3	市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条2項
②移転先における用途	社会保険料控除の適用のため。
③移転する情報	前年中の後期高齢者医療保険料納付済額
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	前年中に本市の後期高齢者医療保険料を納付した者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 庁内LAN ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎年1月上旬
移転先4	福祉政策課
①法令上の根拠	番号法第9条2項
②移転先における用途	養護老人ホーム措置者の利用負担額算定のため。
③移転する情報	前年中の後期高齢者医療保険料納付済額
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	養護老人ホーム措置者のうち前年中に本市の後期高齢者医療保険料を納付した者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ 共有フォルダ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎年6月上旬

移転先5	福祉政策課
①法令上の根拠	番号法第9条2項
②移転先における用途	高齢者の実態把握のため。
③移転する情報	後期高齢者医療保険の被保険者番号、資格取得年月日、資格喪失年月日等の資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市の後期高齢者医療保険の資格履歴を有する者で医療機関の受診履歴が無い者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （共有フォルダ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎年1月上旬
移転先6～10	
移転先6	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条2項
②移転先における用途	障害者支援施設入所者等の利用者負担上限月額及び特定障害者特別給付費を算定するため。
③移転する情報	前年中の後期高齢者医療保険料納付済額
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害者支援施設入所者等のうち前年中に本市の後期高齢者医療保険料を納付した者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （共有フォルダ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	毎年6月上旬

移転先7	障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条2項
②移転先における用途	自立支援医療(精神通院医療)に関する事務及び障害福祉サービス利用(支給)申請に関する事務を行うため。
③移転する情報	後期高齢者医療保険の被保険者番号、資格取得年月日、資格喪失年月日等の資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市の後期高齢者医療保険の資格履歴を有する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (庁内LAN ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	日次
移転先8	介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条2項
②移転先における用途	高額医療・高額介護合算療養費の支給に関する事務を行うため。
③移転する情報	後期高齢者医療保険の被保険者番号、資格取得年月日、資格喪失年月日等の資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市の後期高齢者医療保険の資格履歴を有する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (庁内LAN ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	日次

移転先9	健康政策課
①法令上の根拠	番号法第9条2項
②移転先における用途	各種医療費助成(心身障害者、子育て支援、ひとり親家庭等)に関する事務を行うため。
③移転する情報	後期高齢者医療保険の被保険者番号、資格取得年月日、資格喪失年月日等の資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市の後期高齢者医療保険の資格履歴を有する者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (庁内LAN) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	日次
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<本市における措置> ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内(施錠管理し、鍵管理簿を作成して利用者の管理を行っている。)のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。 ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。 <サービス検索・電子申請機能における措置> システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(別紙1) 参照

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【窓口業務における入手】 ・窓口において届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。 ・申請書等については、必要な情報のみ記載する様式とする。 ・申請書等の記載時において、本人以外の情報を誤って記載することがないように記載要領を充実するとともに、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにする。また、受付時に余白等に必要のない情報が記載されていないかを確認する。 【広域連合からの入手（標準システム窓口端末における措置）】 ・入手元は広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合において関連性や整合性のチェック（※1）が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・窓口端末において対象者の検索結果を表示する画面には、氏名及び生年月日又は住所（以下「個人識別情報」という。）と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別情報の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、誤った対象者を検索するリスクを軽減している。 （※1）ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている（宛名番号が同じ）人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 【電子申請による入手】 ・サービス検索・電子申請機能においては、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。また、電子申請画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜不適切な方法で入手が行われるリスク＞ 【窓口業務における入手】 ・申請等の際、特定個人情報を後期高齢者医療に関する事務に利用する旨の説明を十分に行う。 ・申請書等に、利用目的を明記する。 【広域連合からの入手(標準システム窓口端末における措置)】 ・特定個人情報の入手元は、広域連合の標準システムに限定されており、専用線を使用し、指定されたインターフェイス(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御している。 【電子申請による入手】 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において市民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、市民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ＜入手した特定個人情報が不正確であるリスク＞ 【窓口業務における入手】 ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)の提示を受け、本人確認を行う。 ・個人番号カード(若しくは通知カードと法令に定められた身分証明書の組み合わせ)がない場合には、統合端末により本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。 【広域連合からの入手(標準システム窓口端末における措置)】 ・特定個人情報の入手元は、広域連合の標準システムに限定されているとともに、窓口端末において広域連合から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で広域連合に送信した情報に広域連合が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において既に実施済みである。 【電子申請による入手】 ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ＜入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク＞ 【広域連合からの入手(標準システム窓口端末における措置)】 ・本市の窓口端末は、庁内閉域ネットワークを除き、広域連合の標準システムとのみ接続され、標準システムとの接続には専用線を用いる。 ・本市の窓口端末と広域連合の標準システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・本市の窓口端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウィルス対策ソフトは随時アップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、広域連合により迅速に実施される。 ・窓口端末へのログイン時の職員認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・窓口端末へのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 【その他】 ・受領した申請書等については、鍵のかかる保管庫に保管し、厳重に管理する。 ・庁内におけるシステム間連携については、外部ネットワークから遮断された独自のネットワークで運用する。 ・媒体による電子情報の入手の際は、パスワード保護を実施し、授受簿によって受渡しの管理を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・標準システム及び後期高齢支援システムは、業務に関係の無い情報を保有していない。 ・システム間の連携を行う「番号連携システム」については、法令に定められた部署以外からのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、番号連携システムへは、権限のない者の接続を認めない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・標準システム及び後期高齢支援システムを利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。 ・標準システム及び後期高齢支援システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権を変更又は削除する。 ・サービス検索・電子申請機能を利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザID を割り当てるとともに、ID とパスワードによる認証を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<従業者が事務外で使用するリスク> ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施し、目的外利用の禁止等について徹底する。 ・標準システム及び後期高齢支援システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして一定期間保管する。(アクセスログ項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など) ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・サービス検索・電子申請機能についてアクセスログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。また、アクセスログは改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 <特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク> 【後期高齢支援システムにおける措置】 ・個人番号を含む個人情報ファイルへ許可された処理以外のアクセスが発生した場合はチェックする。 ・外部媒体へのデータの書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可し、データの書き出しは特定の端末で実施する。 【標準システム窓口端末における措置】 ・GUIによるデータ抽出機能(※1)は標準システム窓口端末に搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、広域連合において定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 (※1)ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、後期高齢者医療関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出に当たっての抽出条件等を、端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で端末上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 【その他】 ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざん、業務目的以外の複製、外部記憶媒体への書き出し等を禁止する。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・特定個人情報の第三者へ開示又は提供を禁止する。 ・特定個人情報の目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する。 ・特定個人情報の外部へ持出しは、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する。 ・情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、特定個人情報を適切に管理する。 ・漏えい事案等が発生した場合に速やかに報告する。 ・作業期間の過ぎた特定個人情報を完全に消去又は廃棄する。 ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿を事前に提出する。 ・従業者等に対して特定個人情報の保護に関して必要な事項を周知するための必要な措置を講じる。 ・個人情報の取扱い状況について契約期間内に一度以上チェックを行い報告する。 ・後期高齢支援システムに係るオペレーション委託においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・後期高齢支援システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。 ・再委託を原則禁止する。再委託をする場合は、事前に委託元の承認を必要とする。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・契約書において委託元の承諾を受けることを要件としており、第三者への委託承諾申請書、委託先と再委託先との個人情報の機密保持に関する協定書、委託先代表者及び再委託先の従業者については規約等に関する誓約書を事前に提出させ、再委託先も委託先同様の安全管理措置を遵守することを確認する。 ・後期高齢支援システムに係るオペレーション委託においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・後期高齢支援システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク> ・後期高齢支援システムの運用保守及びオペレーション委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を本市が別に指定する場所に限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。 ・委託先に特定個人情報を保管させない。 ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータ書き出しを行う場合は暗号化を行う。 ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。 ・システム運用支援に係る委託作業において、受託者が印刷作業を行う場合、入退出管理及び監視カメラ設置がなされた室内で、職員の監視下にて実施する。 <委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク> 委託契約上、以下の措置をとる旨を規定する。 ・データが紙かを問わず、作業期間の過ぎた特定個人情報は廃棄する。 ・委託契約の報告条項に基づき、委託期間の終了後に廃棄完了の報告を書面に報告する。 ・後期高齢支援システムに係るオペレーション委託においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・後期高齢支援システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【全般】 ・番号法及び番号法に基づく石川県後期高齢者医療広域連合条例規則、本市条例規則により規定された事項のみ行う。 ・職員を受講対象として個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修会を年1回実施したうえで、研修内容に沿った運用が出来ているかチェックする。 【広域連合への移転（標準システム窓口端末における措置）】 ・本市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信については、「府番第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。 ・情報システム管理者は本市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。		
その他の措置の内容	外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止しており、申請があった場合のみ書き出しを許可している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<不適切な方法で提供・移転が行われるリスク> 【全般】 ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び石川県後期高齢者医療広域連合条例規則、本市条例規則上認められる提供及び移転のみが行われる仕組みとなっており、不適切な方法で提供又は移転されることはない。 ・データの書き出しは申請があった際に、特定の端末で実施する。特定個人情報を提供又は移転する際は、パスワード保護を行った上で、提供元及び提供先で授受簿に記録を行い管理する。記録は7年間保存する。 【広域連合への移転（標準システム窓口端末における措置）】 ・本市の窓口端末からのデータ送信は、広域連合の標準システム以外には行えない仕組みとなっており、送信処理が可能な職員等については、窓口端末へのログインIDによる認可により事務取扱実施者に限定している。 ・窓口端末へのログインを実施した職員等・時刻・操作内容およびデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定する。 ・本市の窓口端末は、庁内閉域ネットワークを除き、広域連合の標準システムとのみ接続され、標準システムとの接続には専用線を用いる。 ・本市の窓口端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。			
<誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク> 【全般】 ・既存システム相互間の連携はシステム上、番号法及び番号法に基づく石川県後期高齢者医療広域連合条例規則、本市条例規則上認められる提供・移転のみが行われる仕組みとなっており、誤った情報を提供・移転及び誤った相手に提供・移転にされることはない。 ・データの書き出しは、申請があった際に特定の端末で実施する。特定個人情報の提供・移転は、パスワード保護を行った上で実施し、提供元及び提供先は授受簿を記録して管理している。記録は7年間保存する。 【広域連合への移転（標準システム窓口端末における措置）】 ・本市の窓口端末と広域連合の標準システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、誤った相手に移転するリスクを軽減している。 ・情報の移転先にあたる広域連合については、後期高齢支援システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、従来からその宛名番号で業務データと個人の紐付けを行っているため、本市から送信したデータが広域連合で誤って他人に紐付けされることはない。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<番号連携システムのソフトウェアにおける措置> ①番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		
その内容			
再発防止策の内容			

その他の措置の内容	・サーバー設置場所に生体認証装置を設置し、あらかじめ許可された者のみが入室できる。 ・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠管理する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接続する。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー設置場所に消火設備を完備する。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。 ・定期的にバックアップを行う。 ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。 ・本市が管理する業務データは、国及びガバメントクラウドを構成するクラウド事業者がアクセスできないよう制限されている。 ・ガバメントクラウドを構成するクラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じている。 ・後期高齢支援システム機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。 ・特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された環境とする。 ・本市は特定個人情報ファイルを取り扱うシステムの稼働状況、業務データの管理状況(バックアップ実施等)等について確認を行い、システムの適切な運用の確保に務める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	＜業務システムの運用における措置＞ ・職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を義務付ける。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設ける。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。
10. その他のリスク対策	
＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	金沢市総務局文書法制課文書法制係 920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 076-220-2348
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	市民局保険年金課 電話 050-1792-1620(自動応答)
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月26日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

広域送受信管理

1.保険者番号,2.市町村コード,3.情報種別,4.情報種別詳細,5.送受信区分,6.処理受付日,7.処理受付時刻,8.連携状態区分,9.連携状態区分履歴,10.連携状態区分履歴,11.削除フラグ,12.削除日,13.削除時刻,14.業務キー情報,15.再送フラグ,16.業務確認区分,17.最終確認日,18.最終確認時刻,19.サイクル番号,20.ヘッダ情報,21.トレイラ情報,22.リトライ回数,23.連携データ作成日,24.連携データ作成時刻,25.初回媒体処理日,26.初回媒体処理時刻,27.最終媒体処理日,28.最終媒体処理時刻,29.データ送受信日,30.データ送受信時刻,31.MCSJIS連携ファイル名,32.UNIJEF連携ファイル名,33.住基コード連携ファイル名,34.広域連携IFファイル名,35.広域連携IFファイルUTF8名,36.広域連携IFファイルサイズ,37.定義体名

同定文字コード管理

1.UNIJEFコード,2.住基統一コード,3.広域連合統一コード,4.文字登録日,5.文字登録時刻,6.最終更新日,7.最終更新時刻,8.最終再送チェック日,9.同定状態区分

同定個人管理

1.個人識別番号項目名,2.個人識別番号,3.個人識別詳細項目名,4.個人識別詳細,5.UNIJEFコード,6.個人登録日,7.個人登録時刻,8.再送済みフラグ,9.保険者番号,10.市町村コード,11.情報種別,12.情報種別詳細,13.送受信区分

住民税賦課マスタ

1.タイムスタンプ日付,2.タイムスタンプ時刻,3.保険者番号,4.市町村コード,5.宛名コード,6.税賦課年度,7.履歴番号,8.レコード番号,9.税徴収区分,10.税優先区分,11.処理日,12.処理時刻,13.非課税区分,14.合計所得金額,15.税賦課異動日,16.税賦課異動事由コード,17.税賦課異動理由コード,18.減免前市町村民税所得割額,19.減免前都道府県民税所得割額,20.減免前市町村民税均等割額,21.減免前都道府県民税均等割額,22.市町村民税所得割額減免額,23.都道府県民税所得割額減免額,24.市町村民税均等割額減免額,25.都道府県民税均等割額減免額,26.課税年金収入額,27.老年税額軽減区分,28.寡婦区分,29.寡夫区分,30.更正年月日,31.更正事由コード,32.課税非課税区分コード,33.未申告区分,34.経過措置フラグ,35.旧ただし書所得優先フラグ,36.減額対象所得優先フラグ,37.低1低2判定所得優先フラグ,38.一部負担割合判定所得優先フラグ,39.旧ただし書所得,40.減額対象所得,41.低1低2判定所得,42.一部負担割合判定所得,43.市区町村民税課税所得,44.営業所得額,45.農業所得額,46.不動産所得額,47.利子所得額,48.配当所得額,49.配当証券投資所得額,50.外貨建配当所得額,51.配当所得額一控除無,52.給与所得額,53.その他雑所得額,54.雑所得合計額,55.総合短期譲渡所得額,56.総合長期譲渡所得額,57.一時所得額,58.総合譲渡一時所得額,59.給与収入額,60.給与専従者収入額,61.専従者給与額一控除,62.公的年金収入額,63.分離短期譲渡一般所得額,64.分離短期譲渡軽減所得額,65.分離長期譲渡一般所得額,66.分離長期譲渡特定所得額,67.分離長期譲渡軽減所得額,68.山林所得額,69.先物取引所得額,70.未公開株式譲渡所得額,71.上場株式譲渡所得額,72.分離短期一般特別控除額,73.分離短期軽減特別控除額,74.分離長期一般特別控除額,75.分離長期特定特別控除額,76.分離長期軽減特別控除額,77.繰越純損失額,78.繰越雑損失額,79.繰越株式損失額,80.繰越先物損失額,81.繰越居住用損失額,82.居住用損失額,83.条約適用利子等所得額,84.条約適用配当等所得額,85.上場株式配当所得額,86.繰越特定中小会社株式損失額,87.特例適用利子等所得額,88.特例適用配当等所得額,89.合計所得金額一後期,90.特定支出額,91.所得金額調整控除額,92.公的年金等所得額,93.住民税情報更正日,94.異動所属コード,95.異動職員コード,96.異動PID,97.データ作成日,98.データ作成時刻,99.データ作成PG

送付先情報

1.タイムスタンプ日付,2.タイムスタンプ時刻,3.保険者番号,4.市町村コード,5.宛名コード,6.送付先連番,7.所属名,8.職員名,9.送付先名,10.送付先住所コード,11.送付先市内外住所区分,12.送付先カスタマバーコード,13.送付先住所,14.送付先住所方書,15.送付先郵便番号,16.送付先開始日,17.送付先開始理由コード,18.送付先終了日,19.送付先終了理由コード,20.送付先備考,21.送付先利用区分,22.送付先住所市区町村コード,23.送付先住所町字コード,24.送付先都道府県,25.送付先市区郡町村名,26.送付先町字,27.送付先番地号表記,28.異動所属コード,29.異動職員コード,30.異動PID,31.データ作成日,32.データ作成時刻,33.データ作成PG

連絡先情報

1.タイムスタンプ日付,2.タイムスタンプ時刻,3.保険者番号,4.市町村コード,5.宛名コード,6.連絡先履歴番号,7.連絡先電話番号,8.連絡先名,9.連絡先内線番号,10.連絡先FAX番号,11.連絡先メールアドレス,12.連絡先利用開始日,13.連絡先利用終了日,14.連絡先備考,15.異動所属コード,16.異動職員コード,17.異動PID,18.データ作成日,19.データ作成時刻,20.データ作成PG

口座情報

1.タイムスタンプ日付,2.タイムスタンプ時刻,3.保険者番号,4.市町村コード,5.宛名コード,6.口座連番,7.所属名,8.職員名,9.銀行コード,10.支店コード,11.口座種別コード,12.口座番号,13.口座名義人カナ,14.口座名義人,15.口座開始日,16.口座開始理由コード,17.口座終了日,18.口座終了理由コード,19.口座備考,20.口座利用区分,21.口座確認中フラグ,22.口座確認依頼日,23.ゆうちょ銀行記号,24.ゆうちょ銀行番号,25.公金受取口座該当フラグ,26.口座管理区分,27.異動所属コード,28.異動職員コード,29.異動PID,30.データ作成日,31.データ作成時刻,32.データ作成PG

世帯構成情報

1.タイムスタンプ日付,2.タイムスタンプ時刻,3.保険者番号,4.市町村コード,5.世帯員宛名コード,6.世帯員宛名基本履歴番号,7.世帯コード,8.構成連番,9.出力順位,10.世帯員続柄コード,11.世帯増事由コード,12.世帯増異動日,13.世帯増届出日,14.世帯減事由コード,15.世帯減異動日,16.世帯減届出日,17.世帯更正日,18.削除フラグ,19.異動所属コード,20.異動職員コード,21.異動PID,22.データ作成日,23.データ作成時刻,24.データ作成PG

関連宛名情報

1.タイムスタンプ日付,2.タイムスタンプ時刻,3.保険者番号,4.市町村コード,5.宛名コード,6.関連相手先宛名コード,7.所属名,8.職員名,9.最新宛名コード,10.関連事由コード,11.関連異動日,12.異動所属コード,13.異動職員コード,14.異動PID,15.データ作成日,16.データ作成時刻,17.データ作成PG

みなし世帯情報

1.タイムスタンプ日付,2.タイムスタンプ時刻,3.保険者番号,4.市町村コード,5.宛名コード,6.シリアル番号,7.みなし世帯コード,8.有効開始日,9.有効終了日,10.削除フラグ,11.続柄コード,12.異動所属コード,13.異動職員コード,14.異動PID,15.データ作成日,16.データ作成時刻,17.データ作成PG

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

個人登録状況管理情報

1.タイムスタンプー日付,2.タイムスタンプー時刻,3.保険者番号,4.市町村コード,5.宛名コード,6.住民税有無フラグ,7.医療保険有無フラグ,8.老齢福祉有無フラグ,9.送付先有無フラグ,10.連絡先有無フラグ,11.口座有無フラグ,12.関連宛名有無フラグ,13.みなし世帯有無フラグ,14.老人保健有無フラグ,15.生活保護有無フラグ,16.特記事項有無フラグ,17.介護資格有無フラグ,18.老人保健高額該当有無フラグ,19.他業務宛名コード1,20.他業務宛名コード2,21.他業務宛名コード3,22.他業務宛名コード4,23.他業務宛名コード5,24.異動所属コード,25.異動職員コード,26.異動PID,27.データ作成日,28.データ作成時刻,29.データ作成PG

宛名異動累積情報

1.タイムスタンプー日付,2.タイムスタンプー時刻,3.保険者番号,4.累積登録日,5.累積登録時刻,6.格納連番,7.市町村コード,8.宛名コード,9.履歴番号,10.レコード番号,11.異動区分,12.処理日,13.処理時刻,14.世帯コード,15.基本氏名カナ,16.基本氏名,17.基本通称名カナ,18.基本通称名,19.氏名利用区分,20.氏名オーバーフロー有無フラグ,21.通称名オーバーフロー有無フラグ,22.基本生年月日,23.生年月日設定フラグ,24.基本性別コード,25.基本続柄コード,26.基本住所コード,27.基本市内外区分,28.基本カスタマバーコード,29.現住所市町村コード,30.基本住所,31.基本住所方書,32.基本郵便番号,33.地区コード1,34.地区コード2,35.地区コード3,36.地区コード4,37.地区コード5,38.支所コード,39.訪問調査用地区コード,40.審査会用地区コード,41.滞納管理用地区コード,42.住民区分,43.住民日届出日,44.住民日異動日,45.住民日事由コード,46.非住民日届出日,47.非住民日異動日,48.非住民日事由コード,49.基本届出日,50.基本異動日,51.基本異動事由コード,52.国籍コード,53.在留資格コード,54.在留期間開始日,55.在留期間終了日,56.外国人登録番号,57.外国人登録日,58.転入出区分,59.転入出郵便番号,60.転入出住所,61.転入出住所方書,62.住民票コード,63.転入出市町村コード,64.世帯主力ナ,65.基本氏名検索用カナ,66.通称名検索用カナ,67.旧市町村コード,68.不現住フラグ,69.宛名基本更正日,70.削除フラグ,71.異動所属コード,72.異動職員コード,73.異動PID,74.データ作成日,75.データ作成時刻,76.データ作成PG

住民税異動累積情報

1.タイムスタンプー日付,2.タイムスタンプー時刻,3.保険者番号,4.累積登録日,5.累積登録時刻,6.格納連番,7.市町村コード,8.宛名コード,9.異動区分,10.税賦課年度,11.履歴番号,12.レコード番号,13.処理日,14.処理時刻,15.税徴収区分,16.税優先区分,17.非課税区分,18.合計所得金額,19.税賦課異動日,20.税賦課異動事由コード,21.税賦課異動理由コード,22.減免前市町村民税所得割額,23.減免前都道府県民税所得割額,24.減免前市町村民税均等割額,25.減免前都道府県民税均等割額,26.市町村民税所得割減免額,27.都道府県所得割減免額,28.市町村民税均等割額減免額,29.都道府県民税均等割額減免額,30.課税年金収入額,31.老年税額軽減区分,32.寡婦区分,33.寡夫区分,34.更正年月日,35.更正事由コード,36.課税非課税区分コード,37.未申告区分,38.経過措置フラグ,39.旧ただし書所得優先フラグ,40.減額対象所得優先フラグ,41.低1低2判定所得優先フラグ,42.一部負担割合判定所得優先フラグ,43.旧ただし書所得,44.減額対象所得,45.低1低2判定所得,46.一部負担割合判定所得,47.市区町村民税課税所得,48.営業所得額,49.農業所得額,50.不動産所得額,51.利子所得額,52.配当所得額,53.配当証券投資所得額,54.外貨建配当所得額,55.配当所得額一控除無,56.給与所得額,57.その他雑所得額,58.雑所得合計額,59.総合短期譲渡所得額,60.総合長期譲渡所得額,61.一時所得額,62.総合譲渡一時所得額,63.給与収入額,64.給与専従者収入額,65.専従者給与額一控除,66.公的年金収入額,67.分離短期譲渡一般所得額,68.分離短期譲渡軽減所得額,69.分離長期譲渡一般所得額,70.分離長期譲渡特定所得額,71.分離長期譲渡軽減所得額,72.山林所得額,73.先物取引所得額,74.未公開株式譲渡所得額,75.上場株式譲渡所得額,76.分離短期一般特別控除額,77.分離短期軽減特別控除額,78.分離長期一般特別控除額,79.分離長期特定特別控除額,80.分離長期軽減特別控除額,81.繰越純損失額,82.繰越雑損失額,83.繰越株式損失額,84.繰越先物損失額,85.繰越居住用損失額,86.居住用損失額,87.条約適用利子等所得額,88.条約適用配当等所得額,89.上場株式配当所得額,90.繰越特定中小会社株式損失額,91.特例適用利子等所得額,92.特例適用配当等所得額,93.合計所得金額一後期,94.特定支出額,95.所得金額調整控除額,96.公的年金等所得額,97.住民税情報更正日,98.異動所属コード,99.異動職員コード,100.異動PID,101.データ作成日,102.データ作成時刻,103.データ作成PG

生活保護受給情報

1.タイムスタンプー日付,2.タイムスタンプー時刻,3.保険者番号,4.市町村コード,5.宛名コード,6.生活保護受給開始日,7.生活保護受給廃止日,8.生活保護ケース番号,9.生活保護受給フラグ,10.備考,11.被保険者番号,12.生活保護情報消除フラグ,13.代理納付フラグ,14.他市町村管轄フラグ,15.他市町村コード,16.他市町村名,17.支給停止フラグ,18.生保処理区分,19.福祉事務所コード,20.生保代理納付開始年月,21.生保代理納付終了年月,22.生保受給停止年月日,23.生保受給停止解除年月日,24.異動所属コード,25.異動職員コード,26.異動PID,27.データ作成日,28.データ作成時刻,29.データ作成PG

特記事項情報

1.タイムスタンプー日付,2.タイムスタンプー時刻,3.保険者番号,4.市町村コード,5.宛名コード,6.被保険者番号,7.特記事項履歴連番,8.特記コード,9.特記事項,10.特記開始日,11.特記終了日,12.業務コード,13.職員コード,14.特記情報消除フラグ,15.異動所属コード,16.異動職員コード,17.異動PID,18.データ作成日,19.データ作成時刻,20.データ作成PG

送達記録情報

1.タイムスタンプー日付,2.タイムスタンプー時刻,3.保険者番号,4.市町村コード,5.被保険者番号,6.帳票コード,7.送達日,8.通知書番号,9.発行連番,10.送付先連番,11.送達物区分,12.返戻日,13.返戻理由区分,14.公示日,15.再送付日,16.公示対象フラグ,17.公示済フラグ,18.公示終了日,19.送付先郵便番号,20.送付先名,21.送付先住所,22.送付先住所方書,23.発行日,24.送達処理区分,25.業務主キー情報,26.送付先都道府県,27.送付先市区郡町村名,28.送付先町字,29.送付先番地号表記,26.異動所属コード,27.異動職員コード,28.異動PID,29.データ作成日,30.データ作成時刻,31.データ作成PG

算定用異動累積情報

1.タイムスタンプー日付,2.タイムスタンプー時刻,3.保険者番号,4.累積登録日,5.累積登録時刻,6.格納連番,7.市町村コード,8.宛名コード,9.異動レコード区分,10.異動区分,11.被保険者番号,12.異動データ主キー情報,13.異動前データ,14.異動後データ,15.異動所属コード,16.異動職員コード,17.異動PID,18.データ作成日,19.データ作成時刻,20.データ作成PG

老人保健高額該当情報

1.タイムスタンプー日付,2.タイムスタンプー時刻,3.保険者番号,4.市町村コード,5.宛名コード,6.履歴番号,7.レコード番号,8.老人保健市町村コード,9.老人保健受給者番号,10.老人保健処理区分,11.高額該当区分1,12.高額該当区分2,13.高額該当区分3,14.高額該当区分4,15.高額該当区分5,16.高額該当区分6,17.高額該当区分7,18.高額該当区分8,19.高額該当区分9,20.高額該当区分10,21.高額該当区分11,22.高額医療費支給申請日,23.高額該当回数,24.広域連合提供済フラグ,25.データ連携日,26.データ連携時刻,27.異動所属コード,28.異動職員コード,29.異動PID,30.データ作成日,31.データ作成時刻,32.データ作成PG

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

広域連合連携情報(住民)

1.データ連携日,2.データ連携時刻,3.レコード番号,4.業務キー情報,5.情報種別,6.個人区分コード,7.個人番号,8.世帯番号,9.氏名カナ,10.通称名カナ,11.氏名,12.通称名,13.本名通称名区分コード,14.外国人区分コード,15.生年月日年号コード,16.生年月日,17.生年月日設定フラグ,18.性別コード,19.続柄1コード,20.続柄2コード,21.続柄3コード,22.続柄4コード,23.異動年月日,24.異動届出年月日,25.異動事由コード,26.世帯登録区分コード,27.住民年月日,28.消除年月日,29.現都道府県コード,30.現市区町村コード,31.現町名コード,32.行政区コード,33.現都道府県名,34.現市区町村名,35.現住所,36.現郵便番号,37.転入前都道府県コード,38.転入前市区町村コード,39.転入前都道府県名,40.転入前市区町村名,41.転入前住所,42.転入前郵便番号,43.転出先都道府県コード,44.転出先市区町村コード,45.転出先都道府県名,46.転出先市区町村名,47.転出先住所,48.転出先郵便番号,49.国籍コード,50.在留資格コード,51.在留開始年月日,52.在留終了年月日,53.市区町村作成年月日,54.市区町村作成時刻,55.マイナンバー,56.予備,57.送信フラグ,58.エラーフラグ,59.保険者番号,60.市町村コード,61.宛名コード,62.宛名レコード番号,63.リンク先業務キー情報,64.リンク先レコード番号

広域連合連携情報(税)

1.データ連携日,2.データ連携時刻,3.レコード番号,4.業務キー情報,5.情報種別,6.個人区分コード,7.個人番号,8.相当年度,9.異動区分コード,10.更正年月日,11.更正事由コード,12.課税非課税区分コード,13.未申告区分,14.経過措置フラグ,15.旧ただし書所得優先フラグ,16.減額対象所得優先フラグ,17.低1低2判定所得優先フラグ,18.一部負担割合判定所得優先フラグ,19.旧ただし書所得,20.減額対象所得,21.低1低2判定所得,22.一部負担割合判定所得,23.市区町村民税課税所得,24.営業所得額,25.農業所得額,26.不動産所得額,27.利子所得額,28.配当所得額,29.配当証券投資所得額,30.外貨建配当所得額,31.配当所得額一控除無,32.給与所得額,33.その他雑所得額,34.雑所得合計額,35.総合短期譲渡所得額,36.総合長期譲渡所得額,37.一時所得額,38.総合譲渡一時所得額,39.給与収入額,40.給与専従者収入額,41.専従者給与額一控除,42.公的年金収入額,43.分離短期譲渡一般所得額,44.分離短期譲渡軽減所得額,45.分離長期譲渡一般所得額,46.分離長期譲渡特定所得額,47.分離長期譲渡軽減課所得額,48.山林所得額,49.先物取引所得額,50.未公開株式譲渡所得額,51.上場株式譲渡所得額,52.分離短期一般特別控除額,53.分離短期軽減特別控除額,54.分離長期一般特別控除額,55.分離長期特定特別控除額,56.分離長期軽減特別控除額,57.繰越純損失額,58.繰越雑損失額,59.繰越株式損失額,60.繰越先物損失額,61.繰越居住用損失額,62.居住用損失額,63.条約適用利子等所得額,64.条約適用配当等所得額,65.上場株式配当所得額,66.繰越特定中小会社株式損失額,67.特例適用利子等所得額,68.特例適用配当等所得額,69.合計所得金額,70.特定支出額,71.所得金額調整控除額,72.公的年金等所得額,73.予備,74.送信フラグ,75.エラーフラグ,76.保険者番号,77.市町村コード,78.宛名コード,79.税賦課年度,80.税レコード番号,81.リンク先業務キー情報,82.リンク先レコード番号

連合連携情報(老人保健)

1.データ連携日,2.データ連携時刻,3.レコード番号,4.業務キー情報,5.情報種別,6.個人区分コード,7.個人番号,8.加入保険者番号,9.老人医療市区町村番号,10.老人医療受給者番号,11.公費負担者番号,12.公費負担医療受給者番号,13.公費負担者番号,14.公費負担医療受給者番号,2,15.情報有無コードー負担区分,16.負担区分決定年月日,17.負担区分コード,18.負担区分判定理由コード,19.負担区分判定理由,20.基準収入額申請年月日,21.基準収入額世帯合計額,22.基準収入額認定年月日,23.基準収入額認定理由コード,24.基準収入額認定理由,25.情報有無コードー老福年金,26.老齢福祉年金受給開始年月日,27.老齢福祉年金受給終了年月日,28.老齢福祉年金管理番号,29.老齢福祉年金その他備考,30.情報有無コードー一部負担,31.一部負担金減免申請年月日,32.一部負担金減免種類コード,33.一部負担金減免決定年月日,34.一部負担金減免決定理由コード,35.一部負担金減免決定理由,36.一部負担金減免発病または負傷年月日,37.一部負担金減免額,38.一部負担金減免率,39.情報有無コードー限度額適用,40.標準負担額減額認定申請年月日,41.標準負担額減額長期入院該当区分コード,42.標準負担額減額長期入院該当年月日,43.標準負担額減額入院日数合計,44.標準負担額減額認定年月日,45.標準負担額減額認定理由コード,46.標準負担額減額認定理由,47.標準負担額減額適用区分コード,48.情報有無コードー特定疾病,49.特定疾病認定申請年月日,50.特定疾病名称コード,51.特定疾病認定年月日,52.特定疾病認定理由,53.特定疾病自己負担限度額,54.情報有無コードー障害認定申請,55.障害認定申請年月日,56.障害認定身体障害者手帳1級コード,57.障害認定身体障害者手帳2級コード,58.障害認定身体障害者手帳3級コード,59.障害認定身体障害者手帳4級コード,60.障害認定療育手帳A1コード,61.障害認定療育手帳A2コード,62.障害認定精神障害手帳1級コード,63.障害認定精神障害手帳2級コード,64.障害認定国民年金証書1級コード,65.障害認定国民年金証書2級コード,66.障害認定障害種別その他コード,67.障害の程度,68.障害認定資格取得日,69.障害認定資格取得理由,70.被保険者住所地特定例者区分コード,71.情報有無コードー口座,72.金融機関種別コード,73.金融機関コード,74.金融機関支店コード,75.預金種目,76.口座番号,77.口座名義人名カナ,78.予備,79.送信フラグ,80.エラーフラグ,81.保険者番号,82.市町村コード,83.宛名コード

業務共通バッチ進行管理情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.プロセスID,4.プロセスID枝番,5.管理年月日,6.管理時刻,7.管理年月日,8.管理時刻,9.管理年月日,10.管理時刻,11.管理年月日,12.管理時刻,13.管理年月日,14.管理時刻,15.プロセスフリー領域,16.異動日,17.異動時刻,18.異動所属コード,19.異動職員コード,20.異動PID,21.データ作成日,22.データ作成時刻,23.データ作成PG

送信対象情報

1.タイムスタンプー日付,2.タイムスタンプー時刻,3.保険者番号,4.市町村コード,5.レコード番号,6.宛名コード,7.業務コード,8.送信事由,9.抽出基準日,10.広域連合提供済フラグ,11.異動所属コード,12.異動職員コード,13.異動PID,14.データ作成日,15.データ作成時刻,16.データ作成PG

所得照会発行情報

1.タイムスタンプー日付,2.タイムスタンプー時刻,3.保険者番号,4.市町村コード,5.発行日,6.発行連番,7.被保険者番号,8.相当年度,9.宛名コード,10.個人区分コード,11.所得照会区分コード,12.氏名,13.生年月日,14.性別,15.現住所,16.照会先市区町村コード,17.照会先自治体名,18.照会先自治体住所,19.前住所,20.異動所属コード,21.異動職員コード,22.異動PID,23.データ作成日,24.データ作成時刻,25.データ作成PG

作業用広域連合連携情報(住民)

1.データ連携日,2.データ連携時刻,3.レコード番号,4.業務キー情報,5.情報種別,6.個人区分コード,7.個人番号,8.世帯番号,9.氏名カナ,10.通称名カナ,11.氏名,12.通称名,13.本名通称名区分コード,14.外国人区分コード,15.生年月日年号コード,16.生年月日,17.生年月日設定フラグ,18.性別コード,19.続柄1コード,20.続柄2コード,21.続柄3コード,22.続柄4コード,23.異動年月日,24.異動届出年月日,25.異動事由コード,26.世帯登録区分コード,27.住民年月日,28.消除年月日,29.現都道府県コード,30.現市区町村コード,31.現町名コード,32.行政区コード,33.現都道府県名,34.現市区町村名,35.現住所,36.現郵便番号,37.転入前都道府県コード,38.転入前市区町村コード,39.転入前都道府県名,40.転入前市区町村名,41.転入前住所,42.転入前郵便番号,43.転出先都道府県コード,44.転出先市区町村コード,45.転出先都道府県名,46.転出先市区町村名,47.転出先住所,48.転出先郵便番号,49.国籍コード,50.在留資格コード,51.在留開始年月日,52.在留終了年月日,53.市区町村作成年月日,54.市区町村作成時刻,55.マイナンバー,56.予備,57.送信フラグ,58.エラーフラグ,59.保険者番号,60.市町村コード,61.宛名コード,62.宛名レコード番号,63.リンク先業務キー情報,64.リンク先レコード番号

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

広域連合連携情報(高額)

1.データ連携日,2.データ連携時刻,3.レコード番号,4.業務キー情報,5.情報種別,6.個人区分コード,7.個人番号,8.老人保健受給者番号,9.高額該当区分1,10.高額該当区分2,11.高額該当区分3,12.高額該当区分4,13.高額該当区分5,14.高額該当区分6,15.高額該当区分7,16.高額該当区分8,17.高額該当区分9,18.高額該当区分10,19.高額該当区分11,20.予備,21.送信フラグ,22.エラーフラグ,23.保険者番号,24.市町村コード,25.宛名コード

住民税履歴情報

1.保険者番号,2.市区町村コード,3.課税年度,4.宛名番号,5.課税情報履歴番号,6.最新フラグ,7.指定都市行政区等コード,8.特別徴収義務者指定番号,9.徴収区分,10.課税非課税区分,11.非課税判定区分,12.青白区分,13.本人専従者区分,14.異動事由,15.異動日,16.更正日,17.確定申告書提出有無,18.個人住民税申告書提出有無,19.控除対象配偶者区分,20.扶養控除対象区分,21.本人該当区分同一生計配偶者,22.本人該当区分障害,23.本人該当区分寡婦ひとり親,24.本人該当区分勤労学生,25.本人該当区分年少扶養,26.本人該当区分未成年,27.本人該当区分老年者,28.扶養人数合計,29.一般扶養人数,30.特定扶養人数,31.老人扶養人数,32.同居老人扶養人数,33.年少扶養人数,34.扶養障害者数合計,35.普通障害者人数,36.特別障害者人数,37.同居特別障害者内数,38.専従者控除額(配偶者),39.専従者控除額(その他),40.所得金額調整控除区分,41.特定取得区分,42.年税額,43.減免区分,44.総所得金額等,45.合計所得金額(住民税)計算値,46.総所得金額,47.給与所得額,48.雑所得額(総合)計算値,49.公的年金等所得額,50.公的年金等以外雑所得額(総合課税),51.業務雑所得額,52.その他雑所得額,53.事業所得額,54.営業等所得額,55.その他事業所得額,56.農業所得額,57.特例肉用牛所得額,58.不動産所得額,59.利子所得額(総合),60.配当所得額(総合),61.配当所得額総合(住民税),62.配当所得額総合(所得税),63.配当所得額配当控除適用無分(住民税),64.配当所得額配当控除適用無分(所得税),65.配当所得額少額,66.配当所得額配当控除適用分(住民税),67.配当所得額配当控除適用分(所得税),68.配当所得額一般外貨建等証券(住民税),69.配当所得額一般外貨建等証券(所得税),70.配当所得額その他証券(住民税),71.配当所得額その他証券(所得税),72.譲渡所得額(総合),73.総合長期譲渡所得額(特別控除前),74.総合短期譲渡所得額(特別控除前),75.一時所得額(特別控除前),76.一時所得額(総合),77.山林所得額(特別控除後),78.退職所得額(総合),79.譲渡所得額(申告分離),80.分離長期譲渡所得額(特別控除前),81.分離長期一般所得額(特別控除前),82.分離長期特定所得額(特別控除前),83.分離長期特定所得額(特別控除後),84.分離長期軽減所得額(特別控除前),85.分離短期譲渡所得額(特別控除前),86.分離短期譲渡所得額(特別控除後),87.分離短期一般所得額(特別控除前),88.分離短期軽減所得額(特別控除前),89.分離短期軽減所得額(特別控除後),90.譲渡一時所得額計算値,91.株式等譲渡所得額(申告分離),92.分離一般株式等譲渡所得額,93.分離一般株式等譲渡所得額(住民税),94.分離一般株式等譲渡所得額(所得税),95.分離上場株式等譲渡所得額,96.分離上場株式等譲渡所得額(住民税),97.分離上場株式等譲渡所得額(所得税),98.分離上場株式等配当等所得額,99.分離先物取引雑所得額,100.条約適用利子等の額(所得),101.条約適用配当等の額(所得),102.特例適用利子等の額(所得),103.特例適用配当等の額(所得),104.特別控除額(総合長期譲渡所得),105.特別控除額(総合短期譲渡所得),106.特別控除額(分離長期譲渡所得),107.特別控除額(分離長期一般所得),108.特別控除額(分離長期軽減所得),109.特別控除額(分離短期譲渡所得),110.特別控除額(分離短期一般所得),111.特別控除額(分離短期軽減所得),112.繰越控除額,113.純損失繰越控除額,114.居住用財産譲渡損失繰越控除額,115.特定居住用財産譲渡損失繰越控除額,116.上場株式等譲渡損失繰越控除額,117.特定株式等譲渡損失繰越控除額,118.先物取引差金等決済損失繰越控除額,119.雑損失繰越控除額,120.配偶者特別控除額計算値,121.居住用損失額,122.所得金額調整控除額,123.給与収入額,124.給与専従者収入額,125.公的年金等収入額,126.特定支出の額,127.業務雑収入額,128.営業等収入額,129.農業収入額,130.不動産収入額,131.利子収入額,132.配当収入額,133.その他雑収入額,134.総合長期譲渡収入額,135.総合短期譲渡収入額,136.一時収入額,137.雑損控除額,138.医療費控除額,139.小規模共済等掛金控除額,140.社会保険料控除額,141.生命保険料控除額,142.地震保険料控除額,143.扶養控除,144.障害者控除,145.専従者控除額,146.寡婦控除額(住民税),147.寡婦控除額(所得税),148.寡夫控除額(住民税),149.寡夫控除額(所得税),150.ひとり親控除額(住民税),151.ひとり親控除額(所得税),152.勤労学生控除額(住民税),153.勤労学生控除額(所得税),154.寡婦寡夫ひとり親控除額(住民税),155.寡婦寡夫ひとり親控除額(所得税),156.基礎控除額(住民税)計算値,157.基礎控除額(所得税)計算値,158.所得控除合計額,159.課税所得額(課税標準額),160.課税総所得金額(住民税),161.課税総所得金額(所得税),162.課税上場株式等譲渡所得額(住民税),163.課税上場株式等譲渡所得額(所得税),164.市町村民税調整控除額,165.市町村民税調整額,166.住宅借入金等特別税額控除額計算値,167.住宅借入金等特別税額控除額税源移譲前,168.市町村民税寄附金税額控除額,169.市町村民税寄附金税額控除額税源移譲前,170.市町村民税外国税控除額計算値,171.市町村民税配当控除額,172.配当割額株式等譲渡所得割額の控除額,173.市町村民税税額控除前所得割額,174.市町村民税所得割額,175.市町村民税所得割額税源移譲前,176.市町村民税均等割額,177.都道府県民税所得割額,178.都道府県民税均等割額,179.市町村民税所得割額(減免前),180.市町村民税均等割額(減免前),181.減免税額,182.市町村民税減免税額(所得割),183.市町村民税減免税額(均等割),184.都道府県税減免税額(所得割),185.都道府県税減免税額(均等割),186.森林環境税額,187.免除税額(森林環境税),188.市町村民税定額減税額,189.市町村民税所得割額(定額減税前),190.市町村民税所得割額税源移譲前減税前,191.都道府県民税定額減税額,192.都道府県民税所得割額(定額減税前),193.削除フラグ,194.操作者ID,195.操作年月日,196.操作時刻,197.PKG予備区分1,198.PKG予備区分2,199.PKG予備区分3,200.PKG予備数値1,201.PKG予備数値2,202.PKG予備数値3,203.PKG予備メモ,204.PKG予備番号,205.タイムスタンプ日付,206.タイムスタンプ時刻,207.異動所属コード,208.異動職員コード,209.異動PID,210.データ作成日,211.データ作成時刻,212.データ作成PG

住民税納税義務者情報

1.保険者番号,2.市区町村コード,3.課税年度,4.宛名番号,5.個人履歴番号,6.最新フラグ,7.指定都市行政区等コード,8.未申告区分,9.住民登録外課税区分,10.住民登録外課税者住民登録市区町村,11.住登外通知の通知結果,12.他団体課税対象者区分,13.他団体課税対象者の課税先市区町村,14.削除フラグ,15.操作者ID,16.操作年月日,17.操作時刻,18.PKG予備区分1,19.PKG予備区分2,20.PKG予備区分3,21.PKG予備数値1,22.PKG予備数値2,23.PKG予備数値3,24.PKG予備メモ,25.PKG予備番号,26.タイムスタンプ日付,27.タイムスタンプ時刻,28.異動所属コード,29.異動職員コード,30.異動PID,31.データ作成日,32.データ作成時刻,33.データ作成PG

資格得喪情報

1.タイムスタンプ日付,2.タイムスタンプ時刻,3.保険者番号,4.市町村コード,5.被保険者番号,6.資格得喪履歴番号,7.宛名コード,8.資格異動日,9.資格取得日,10.資格喪失日,11.一号該当日,12.資格異動事由コード,13.資格情報削除フラグ,14.被保険者区分,15.被保険者送付先連番,16.住記提供済フラグ,17.資格届出日,18.住記提供データ作成日,19.市町村資格取得日,20.市町村資格喪失日,21.市町村一号該当日,22.異動フラグ,23.資格取得連番,24.広域資格取得日,25.広域資格喪失日,26.資格取得事由コード,27.資格喪失事由コード,28.広域一人区分コード,29.広域一人氏名カナ,30.広域一生年月日,31.広域一性別コード,32.広域一現都道府県名,33.広域一現市区町村名,34.広域一現住所,35.広域一作成年月日,36.広域一作成時刻,37.広域一予備,38.データ連携日,39.データ連携時刻,40.異動所属コード,41.異動職員コード,42.異動PID,43.データ作成日,44.データ作成時刻,45.データ作成PG

施設入所情報

1.タイムスタンプ日付,2.タイムスタンプ時刻,3.保険者番号,4.市町村コード,5.宛名コード,6.施設入所履歴連番,7.施設入所日,8.施設退所日,9.入所施設事業者コード,10.施設入所種別区分,11.他市町村住居地,12.旧措置者フラグ,13.旧措置者終了日,14.入所連絡票送付日,15.退所連絡票送付日,16.変更連絡票送付日,17.転出通知送付日,18.退所理由区分,19.適用開始日,20.適用解除日,21.施設情報削除フラグ,22.被保険者番号,23.他市町村コード,24.他市町村被保険者番号,25.入所連絡票受理日,26.退所連絡票受理日,27.変更連絡票届出日,28.広域一人区分コード,29.広域一人氏名カナ,30.広域一生年月日,31.広域一性別コード,32.広域一現都道府県名,33.広域一現市区町村名,34.広域一現住所,35.広域一作成年月日,36.広域一作成時刻,37.広域一予備,38.データ連携日,39.データ連携時刻,40.異動所属コード,41.異動職員コード,42.異動PID,43.データ作成日,44.データ作成時刻,45.データ作成PG

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

資格異動累積情報

1.タイムスタンプー日付,2.タイムスタンプー時刻,3.保険者番号,4.累積登録日,5.累積登録時刻,6.格納連番,7.市町村コード,8.被保険者番号,9.異動区分,10.資格得喪履歴連番,11.宛名コード,12.資格異動日,13.資格取得日,14.資格喪失日,15.一号該当日,16.資格異動事由コード,17.資格情報消除フラグ,18.被保険者区分,19.被保険者送付先連番,20.住記提供済フラグ,21.資格届出日,22.住記提供データ作成日,23.市町村資格取得日,24.市町村資格喪失日,25.市町村一号該当日,26.異動フラグ,27.資格取得連番,28.広域資格取得日,29.広域資格喪失日,30.資格取得事由コード,31.資格喪失事由コード,32.広域一人区分コード,33.広域一氏名カナ,34.広域一生年月日,35.広域一性別コード,36.広域一現都道府県名,37.広域一現市区町村名,38.広域一現住所,39.広域一作成年月日,40.広域一作成時刻,41.広域一予備,42.データ連携日,43.データ連携時刻,44.異動所属コード,45.異動職員コード,46.異動PID,47.データ作成日,48.データ作成時刻,49.データ作成PG

相続人関係者情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.被保険者番号,4.管理区分,5.相続人関係者番号,6.相続人関係者開始日,7.相続人関係者終了日,8.相続人関係者氏名カナ,9.相続人関係者氏名漢字,10.相続人関係者住所市区町村コード,11.相続人関係者住所町字コード,12.相続人関係者住所都道府県,13.相続人関係者住所市区郡町村名,14.相続人関係者住所町字,15.相続人関係者住所番地号表記,16.相続人関係者住所方書,17.相続人関係者郵便番号,18.相続人関係者電話番号,19.続柄コード,20.申請者関係コード,21.PKG予備区分1,22.PKG予備区分2,23.PKG予備区分3,24.PKG予備数値1,25.PKG予備数値2,26.PKG予備数値3,27.PKG予備メモ,28.PKG予備番号,29.タイムスタンプー日付,30.タイムスタンプー時刻,31.異動所属コード,32.異動職員コード,33.異動PID,34.データ作成日,35.データ作成時刻,36.データ作成PG

賦課情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.被保険者番号,4.賦課年度,5.賦課情報履歴連番,6.履歴相対番号,7.徴収方法区分,8.徴収形態区分,9.当初賦課期日,10.賦課期日,11.賦課更正事由コード,12.賦課更正日,13.資格異動フラグ,14.世帯構成異動フラグ,15.本人所得異動フラグ,16.世帯所得異動フラグ,17.生保異動フラグ,18.老福異動フラグ,19.境界層異動フラグ,20.強制設定異動フラグ,21.減免異動フラグ,22.天引不能異動フラグ,23.算定所得段階,24.強制設定所得段階,25.所得段階,26.算定保険料額,27.減免額,28.差引保険料額,29.特徴仮変更依頼処理済フラグ,30.特徴仮変更依頼日,31.特徴依頼処理済フラグ,32.特徴依頼日,33.特徴停止フラグ,34.特徴停止依頼処理済フラグ,35.特徴停止依頼日,36.特徴住特依頼処理済フラグ,37.特徴住特依頼日,38.特徴住特賦課年金年度,39.納付通知書作成処理済フラグ,40.納付通知書発行日,41.納付通知書種別,42.納入告知書作成処理済フラグ,43.賦課額算定明細表作成済フラグ,44.生保提供情報作成処理済フラグ,45.支払回数割年金額,46.介護支払回数割保険料額,47.2分の1判定結果フラグ,48.期割情報作成処理済フラグ,49.期割情報作成日,50.資格有無フラグ,51.資格喪失特徴停止調整フラグ,52.保険料情報複数有無フラグ,53.消除フラグ,54.タイムスタンプー日付,55.タイムスタンプー時刻,56.異動所属コード,57.異動職員コード,58.異動PID,59.賦課処理日,60.賦課処理時刻,61.データ作成PG

減免猶予情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.被保険者番号,4.賦課年度,5.履歴連番,6.履歴相対番号,7.支所コード,8.減免申請日,9.減免猶予申請番号,10.減免申請状態区分,11.減免猶予申請事由コード,12.申請者関係コード,13.申請者氏名,14.申請者郵便番号,15.申請者住所,16.申請者電話番号,17.申請受付者所属コード,18.申請受付者職員コード,19.申請受付場所コード,20.申請受付日,21.減免猶予区分,22.決定却下日,23.減免猶予事由コード,24.減免猶予率,25.減免猶予金額,26.減免猶予開始日,27.減免猶予終了日,28.減免猶予通知書作成フラグ,29.減免猶予通知書発行日,30.賦課反映処理済フラグ,31.消除フラグ,32.タイムスタンプー日付,33.タイムスタンプー時刻,34.異動所属コード,35.異動職員コード,36.異動PID,37.データ作成日,38.データ作成時刻,39.データ作成PG

賦課年金受給情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.賦課年度,4.連番,5.捕捉年月,6.特徴開始年月,7.被保険者番号,8.特徴非該当フラグ,9.不一致理由コード,10.本算定特徴フラグ,11.特徴仮徴収期別保険料額,12.住特適用区分,13.レコード区分,14.回送市町村コード,15.特別徴収義務者コード,16.通知内容コード,17.予備1,18.特別徴収制度コード,19.作成年月日,20.基礎年金番号,21.年金コード,22.予備2,23.生年月日,24.性別コード,25.氏名カナ,26.氏名シフトコード1,27.氏名,28.氏名シフトコード2,29.郵便番号,30.住所カナ,31.住所シフトコード1,32.住所,33.住所シフトコード2,34.各種区分,35.処理結果,36.後期移管コード,37.各種年月日,38.各種金額1,39.各種金額2,40.各種金額3,41.予備3,42.共済年金証書記号番号,43.タイムスタンプー日付,44.タイムスタンプー時刻,45.異動所属コード,46.異動職員コード,47.異動PID,48.データ作成日,49.データ作成時刻,50.データ作成PG

算定根拠情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.被保険者番号,4.賦課年度,5.履歴相対番号,6.賦課基準日,7.賦課市町村コード,8.老齢福祉年金受給フラグ,9.通知書番号,10.保一相当年度,11.保一被保険者番号,12.保一賦課管理番号,13.保一市区町村別保険料,14.保一不均一賦課地区コード,15.保一暫定確定賦課フラグ,16.保一申告区分,17.保一通知書発送要否フラグ,18.保一資格取得年月日,19.保一資格喪失年月日,20.保一広域内転居取得年月日,21.保一広域内転居喪失年月日,22.保一賦課事由コード,23.保一賦課事由,24.保一賦課決定年月日,25.保一所得割率,26.保一賦課のもととなる所得金額,27.保一所得割額,28.保一均等割額,29.保一算出額,30.保一賦課期日,31.保一減額区分,32.保一均等割軽減額,33.保一限度超過額,34.保一年保険料額,35.保一月数,36.保一月割減額,37.保一特別軽減区分,38.保一月別資格情報,39.保一賦課期日,40.保一減額区分,41.保一均等割軽減額,42.保一限度超過額,43.保一年保険料額,44.保一月数,45.保一月割減額,46.保一特別軽減区分,47.保一月別資格情報,48.保一減免額,49.保一後期高齢者医療保険料,50.保一変更前賦課のもととなる所得金額,51.保一変更前所得割額,52.保一変更前均等割額,53.保一変更前算出額,54.保一変更前賦課期日,55.保一変更前減額区分,56.保一変更前均等割軽減額,57.保一変更前限度超過額,58.保一変更前年保険料額,59.保一変更前月数,60.保一変更前月割減額,61.保一変更前特別軽減区分,62.保一変更前月別資格情報,63.保一変更前賦課期日,64.保一変更前減額区分,65.保一変更前均等割軽減額,66.保一変更前限度超過額,67.保一変更前年保険料額,68.保一変更前月数,69.保一変更前月割減額,70.保一変更前特別軽減区分,71.保一変更前月別資格情報,72.保一変更前減免額,73.保一変更前後期高齢者医療保険料,74.保一所得割軽減額,75.保一所得割減額区分,76.保一変更前所得割軽減額,77.保一変更前所得割減額区分,78.保一予備,79.消除フラグ,80.タイムスタンプー日付,81.タイムスタンプー時刻,82.異動所属コード,83.異動職員コード,84.異動PID,85.賦課処理日,86.賦課処理時刻,87.データ作成PG

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

介護賦課年金受給情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.賦課年度,4.連番,5.捕捉年月,6.特徴開始年月,7.特徴非該当フラグ,8.不一致理由コード,9.本算定特徴フラグ,10.特徴仮徴収期別保険料額,11.住特適用区分,12.レコード区分,13.回送市町村コード,14.特別徴収義務者コード,15.通知内容コード,16.予備1,17.特別徴収制度コード,18.作成年月日,19.基礎年金番号,20.年金コード,21.予備2,22.生年月日,23.性別コード,24.氏名カナ,25.氏名シフトコード1,26.氏名,27.氏名シフトコード2,28.郵便番号,29.住所カナ,30.住所シフトコード1,31.住所,32.住所シフトコード2,33.各種区分,34.処理結果,35.後期移管コード,36.各種年月日,37.各種金額1,38.各種金額2,39.各種金額3,40.予備3,41.共済年金証書記号番号,42.介護被保険者番号,43.個人コードー区分,44.個人コードー個人番号,45.介護住所特例,46.介護捕捉年月日,47.介護待機フラグ,48.介護予備,49.タイムスタンプー日付,50.タイムスタンプー時刻,51.異動所属コード,52.異動職員コード,53.異動PID,54.データ作成日,55.データ作成時刻,56.データ作成PG

広域連合期割情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.期割情報作成日,4.情報種別コード,5.被保険者番号,6.賦課年度,7.相当年度,8.賦課管理番号,9.徴収方法区分コード,10.期別番号,11.期割情報種別,12.納期限年月日,13.保険料期割額,14.異動区分,15.予備,16.期割情報処理済フラグ,17.消除フラグ,18.タイムスタンプー日付,19.タイムスタンプー時刻,20.異動所属コード,21.異動職員コード,22.異動PID,23.賦課処理日,24.賦課処理時刻,25.データ作成PG

普徴拡大申請情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.被保険者番号,4.履歴連番,5.履歴相対番号,6.申請日,7.受付日,8.被保険者電話番号,9.口座名義人続柄,10.申請者氏名,11.申請者郵便番号,12.申請者住所,13.申請者電話番号,14.申請者続柄,15.申請状態区分,16.認定要件区分,17.審査結果区分,18.認定後取消区分,19.決定日,20.国保資格取得年月日,21.国保過去2年間納期数,22.国保過去2年間納付済月数,23.国保特別事情,24.被保険者年金収入,25.振替口座名義人続柄,26.その他の判断基準,27.却下理由,28.確認者所属,29.確認者名,30.備考,31.申請結果通知書作成処理済フラグ,32.申請結果通知書発行日,33.消除フラグ,34.タイムスタンプー日付,35.タイムスタンプー時刻,36.異動所属コード,37.異動職員コード,38.異動PID,39.データ作成日,40.データ作成時刻,41.データ作成PG

保険料バッチ進行管理情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.賦課年度,4.レコード区分,5.月,6.処理済区分,7.処理日,8.処理時刻,9.処理済区分,10.処理日,11.処理時刻,12.処理済区分,13.処理日,14.処理時刻,15.処理済区分,16.処理日,17.処理時刻,18.処理済区分,19.処理日,20.処理時刻,21.処理済区分,22.処理日,23.処理時刻,24.依頼処理済区分,25.依頼日,26.依頼時刻,27.依頼処理済区分,28.依頼日,29.依頼時刻,30.依頼処理済区分,31.依頼日,32.依頼時刻,33.依頼処理済区分,34.依頼日,35.依頼時刻,36.依頼処理済区分,37.依頼日,38.依頼時刻,39.依頼処理済区分,40.依頼日,41.依頼時刻,42.タイムスタンプー日付,43.タイムスタンプー時刻,44.異動所属コード,45.異動職員コード,46.異動PID,47.データ作成日,48.データ作成時刻,49.データ作成PG

徴収管理情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.被保険者番号,4.徴収管理履歴連番,5.納付区分,6.還付支払方法区分,7.異動日,8.減免徴収猶予通知送付先連番,9.納付通知書送付先連番,10.納入告知書送付先連番ー連帳,11.特徴停止通知書送付先連番,12.口振開始お知らせ送付先連番,13.過誤納関連通知書送付先連番,14.督促状送付先連番,15.催告書送付先連番,16.納入告知書送付先連番ー単票,17.口座振替結果通知送付先連番,18.送付先連番予備ー0,19.送付先連番予備ー1,20.送付先連番予備ー2,21.送付先連番予備ー3,22.送付先連番予備ー4,23.送付先連番予備ー5,24.送付先連番予備ー6,25.送付先連番予備ー7,26.送付先連番予備ー8,27.送付先連番予備ー9,28.保険料振替口座連番,29.還付振込口座連番,30.納付組織コード,31.滞納整理員コード,32.お知らせ発行区分,33.納付口座連番,34.納付口座開始年月,35.納付口座終了年月,36.納付口座連番,37.納付口座開始年月,38.納付口座終了年月,39.還付口座連番,40.還付口座開始年月,41.還付口座終了年月,42.還付口座連番,43.還付口座開始年月,44.還付口座終了年月,45.タイムスタンプー日付,46.タイムスタンプー時刻,47.異動所属コード,48.異動職員コード,49.異動PID,50.データ作成日,51.データ作成時刻,52.データ作成PG

調定情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.被保険者番号,4.賦課年度,5.調定年度,6.徴収方法区分,7.期別,8.調定履歴連番,9.調定更正日,10.履歴相対番号,11.期別保険料額,12.期別収納額,13.納期限,14.処分管理区分,15.処分管理日,16.処分管理理由区分,17.最終領収日,18.督促納期限,19.調定月,20.不納欠損額,21.給付額減額算定フラグ,22.給付額減額算定日,23.消除フラグ,24.タイムスタンプー日付,25.タイムスタンプー時刻,26.異動所属コード,27.異動職員コード,28.異動PID,29.賦課処理日,30.賦課処理時刻,31.データ作成PG

調定変更者情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.被保険者番号,4.賦課年度,5.調定年度,6.徴収方法区分,7.期別,8.調定更正日,9.変更前一期別保険料額,10.変更後一期別保険料額,11.収納反映処理済フラグ,12.調定月,13.タイムスタンプー日付,14.タイムスタンプー時刻,15.異動所属コード,16.異動職員コード,17.異動PID,18.データ作成日,19.データ作成時刻,20.データ作成PG

収納情報

1.保険者番号,2.歳入年度,3.現年滞繰区分,4.市町村コード,5.被保険者番号,6.賦課年度,7.調定年度,8.徴収方法区分,9.期別,10.期別連番,11.通知書番号,12.収納区分,13.保険料収納金額,14.発生過誤納金額,15.延滞金額,16.督促手数料額,17.還付加算金,18.収納日,19.領収日,20.消込日,21.納付区分,22.発生過誤納延滞金額,23.発生過誤納手数料額,24.過誤納年度,25.過誤納連番,26.過誤納内訳連番,27.過誤納整理連番,28.予備,29.調定月,30.年金保険者コード,31.分納番号,32.期別分割番号,33.コンビニチェーン内部コード,34.タイムスタンプー日付,35.タイムスタンプー時刻,36.異動所属コード,37.異動職員コード,38.異動PID,39.データ作成日,40.データ作成時刻,41.データ作成PG

過誤納情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.過誤納年度,4.過誤納連番,5.被保険者番号,6.賦課年度,7.調定年度,8.徴収方法区分,9.期別,10.過誤納処理済区分,11.還付充当区分,12.過誤納発生日,13.過誤納発生事由区分,14.過誤納金額,15.返納金額,16.還付金額,17.充当金額,18.還付充当停止フラグ,19.還付充当停止日,20.過誤納整理日,21.充当決議日,22.還付決議日,23.還付支払日,24.調定月,25.過誤納発生原因日,26.タイムスタンプー日付,27.タイムスタンプー時刻,28.異動所属コード,29.異動職員コード,30.異動PID,31.データ作成日,32.データ作成時刻,33.データ作成PG

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

過誤納内訳情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.過誤納年度,4.過誤納連番,5.過誤納内訳連番,6.歳入歳出区分,7.歳入年度,8.現年滞繰区分,9.被保険者番号,10.賦課年度,11.調定年度,12.徴収方法区分,13.期別,14.期別連番,15.過誤納金額,16.過誤納発生事由区分,17.収納日,18.延滞金額,19.督促手数料額,20.還付加算金,21.調定月,22.発生時期別保険料額,23.発生時期別収納金額,24.タイムスタンプー日付,25.タイムスタンプー時刻,26.異動所属コード,27.異動職員コード,28.異動PID,29.データ作成日,30.データ作成時刻,31.データ作成PG

還付充当情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.過誤納年度,4.過誤納連番,5.過誤納内訳連番,6.過誤納整理連番,7.過誤納状態区分,8.被保険者番号,9.賦課年度,10.調定年度,11.徴収方法区分,12.期別,13.還付充当金額,14.延滞金額,15.督促手数料額,16.還付ー還付加算金,17.充当ー先被保険者番号,18.充当ー先調定年度,19.充当ー先賦課年度,20.充当ー先期別,21.充当ー先徴収方法区分,22.充当決議日,23.充当ー先充当金額,24.充当ー先延滞金額,25.充当ー先督促手数料額,26.予備,27.調定月,28.充当ー先市町村コード,29.充当ー先調定月,30.還付決議日,31.還付支払日,32.還付通知書発行フラグ,33.還付通知書発行日,34.還付通知書通知書番号,35.充当通知書発行フラグ,36.充当通知書発行日,37.充当通知書通知書番号,38.還付口座振込依頼フラグ,39.還付口座振込依頼日,40.還付請求書発行フラグ,41.還付請求書発行日,42.還付請求書通知書番号,43.還付支払方法区分,44.口座連番,45.送付先連番,46.還付金消滅時効起算日,47.還付時効日,48.雑収入繰入日,49.タイムスタンプー日付,50.タイムスタンプー時刻,51.異動所属コード,52.異動職員コード,53.異動PID,54.データ作成日,55.データ作成時刻,56.データ作成PG

督促催告情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.被保険者番号,4.賦課年度,5.調定年度,6.徴収方法区分,7.期別,8.督促催告区分,9.収納済フラグ,10.督促催告停止フラグ,11.督促催告停止日,12.催告回数,13.督促状通知書番号,14.催告書通知書番号,15.督促日,16.催告日,17.督促状送付先連番,18.催告書送付先連番,19.督促納期限,20.保険料収納日,21.調定月,22.タイムスタンプー日付,23.タイムスタンプー時刻,24.異動所属コード,25.異動職員コード,26.異動PID,27.データ作成日,28.データ作成時刻,29.データ作成PG

収納消込情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.繰越年,4.被保険者番号,5.賦課年度,6.調定年度,7.徴収方法区分,8.期別,9.繰越履歴連番,10.履歴相対番号,11.当初滞繰保険料額,12.最新滞繰保険料額,13.不納欠損額,14.処分管理区分,15.処分管理日,16.調定月,17.タイムスタンプー日付,18.タイムスタンプー時刻,19.異動所属コード,20.異動職員コード,21.異動PID,22.繰越作成日,23.繰越作成時刻,24.データ作成PG

口振結果情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.取込日,4.依頼年月,5.領収日,6.収納日,7.引落銀行番号,8.引落銀行名,9.引落支店番号,10.引落支店名,11.預金種目,12.口座番号,13.預金者名,14.引落金額,15.新規コード,16.調定年度,17.賦課年度,18.期別,19.被保険者番号,20.振替結果コード,21.通知書番号,22.依頼先金融機関コード,23.依頼先支店コード,24.口振結果識別連番,25.タイムスタンプー日付,26.タイムスタンプー時刻,27.異動所属コード,28.異動職員コード,29.異動PID,30.データ作成日,31.データ作成時刻,32.データ作成PG

滞納管理情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.被保険者番号,4.督促催告停止区分,5.督促催告全停止日,6.滞納管理区分,7.分納区分,8.連絡先区分,9.連絡先名,10.連絡先電話番号,11.連絡先区分,12.連絡先名,13.連絡先電話番号,14.連絡先区分,15.連絡先名,16.連絡先電話番号,17.連絡先区分,18.連絡先名,19.連絡先電話番号,20.連絡先区分,21.連絡先名,22.連絡先電話番号,23.予備金額,24.予備金額,25.予備金額,26.予備金額,27.予備金額,28.予備金額,29.予備日付,30.予備日付,31.予備日付,32.予備コード,33.予備コード,34.タイムスタンプー日付,35.タイムスタンプー時刻,36.異動所属コード,37.異動職員コード,38.異動PID,39.データ作成日,40.データ作成時刻,41.データ作成PG

処分管理情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.被保険者番号,4.処分連番,5.枝番,6.賦課年度,7.調定年度,8.徴収方法区分,9.期別,10.処分コード,11.処分起案日,12.処分分決日,13.処分執行日,14.処分事由区分,15.処分内容,16.処分解除日,17.解除事由区分,18.解除事由,19.処分取消日,20.取消事由区分,21.取消事由,22.債権種別,23.催告日,24.催告書通知書番号,25.減免後延滞金額,26.消除フラグ,27.予備日付,28.予備日付,29.予備日付,30.予備コード,31.予備コード,32.タイムスタンプー日付,33.タイムスタンプー時刻,34.異動所属コード,35.異動職員コード,36.異動PID,37.データ作成日,38.データ作成時刻,39.データ作成PG

交渉経過情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.被保険者番号,4.交渉連番,5.交渉年月日,6.交渉時刻,7.予定履行フラグ,8.履行日,9.交渉予実区分,10.交渉相手区分,11.交渉相手名,12.交渉手段区分,13.交渉内容区分,14.交渉記事,15.滞納整理員コード,16.消除フラグ,17.タイムスタンプー日付,18.タイムスタンプー時刻,19.異動所属コード,20.異動職員コード,21.異動PID,22.データ作成日,23.データ作成時刻,24.データ作成PG

分納情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.被保険者番号,4.分納番号,5.分割金額,6.分割回数,7.誓約日,8.誓約区分,9.分納開始日,10.開始納期限,11.分納保険料金額,12.分納納付方法,13.分納告知書分割回数,14.誓約書発行フラグ,15.誓約書発行日,16.誓約書整理番号,17.分納取消日,18.取消フラグ,19.予備日付,20.予備区分,21.予備コード,22.タイムスタンプー日付,23.タイムスタンプー時刻,24.異動所属コード,25.異動職員コード,26.異動PID,27.データ作成日,28.データ作成時刻,29.データ作成PG

分納内訳情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.被保険者番号,4.分納番号,5.賦課年度,6.調定年度,7.徴収方法区分,8.期別,9.期別分割番号,10.分納保険料額,11.分納納期限,12.告知書回数,13.分納納付書期別,14.納入告知書発行フラグ,15.納入告知書発行日,16.調定履歴相対番号,17.取消フラグ,18.予備日付,19.予備区分,20.タイムスタンプー日付,21.タイムスタンプー時刻,22.異動所属コード,23.異動職員コード,24.異動PID,25.データ作成日,26.データ作成時刻,27.データ作成PG

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目
時効管理情報 1.保険者番号,2.市町村コード,3.被保険者番号,4.処分連番,5.枝番,6.賦課年度,7.調定年度,8.徴収方法区分,9.期別,10.時効年月日,11.時効更新日,12.時効停止開始日,13.時効停止終了日,14.時効完成猶予決定日,15.時効起算日原因区分コード,16.時効更新事由コード,17.時効完成猶予事由コード,18.滞納期別延滞金,19.延滞金時効年月日,20.延滞金時効更新日,21.延滞金時効完成猶予決定日,22.延滞金時効起算日原因区分コード,23.延滞金時効更新事由コード,24.延滞金時効完成猶予事由コード,25.PKG予備区分1,26.PKG予備区分2,27.PKG予備区分3,28.PKG予備数値1,29.PKG予備数値2,30.PKG予備数値3,31.PKG予備メモ,32.PKG予備番号,33.タイムスタンプー日付,34.タイムスタンプー時刻,35.異動所属コード,36.異動職員コード,37.異動PID,38.データ作成日,39.データ作成時刻,40.データ作成PG
口振再振替情報 1.保険者番号,2.市町村コード,3.依頼年月,4.引落銀行番号,5.引落銀行名,6.引落支店番号,7.引落支店名,8.預金種目,9.口座番号,10.預金者名,11.引落金額,12.新規コード,13.調定年度,14.賦課年度,15.期別,16.被保険者番号,17.振替結果コード,18.再振替回数,19.状態区分コード,20.備考,21.PKG予備区分1,22.PKG予備区分2,23.PKG予備区分3,24.PKG予備数値1,25.PKG予備数値2,26.PKG予備数値3,27.PKG予備メモ,28.PKG予備番号,29.タイムスタンプー日付,30.タイムスタンプー時刻,31.異動所属コード,32.異動職員コード,33.異動PID,34.データ作成日,35.データ作成時刻,36.データ作成PG
納付番号対応情報 1.保険者番号,2.管理市町村コード,3.コンビニキー項目,4.再発行回数,5.収納機関番号,6.納付番号,7.確認番号,8.納付区分,9.通知書番号,10.市町村コード,11.被保険者番号,12.賦課年度,13.調定年度,14.徴収方法区分,15.期別,16.期別予備,17.期別保険料額,18.督促手数料額,19.延滞金額,20.コンビニバーコード使用期限,21.納付書取扱期限,22.タイムスタンプー日付,23.タイムスタンプー時刻,24.異動所属コード,25.異動職員コード,26.異動PID,27.データ作成日,28.データ作成時刻,29.データ作成PG
仮消込情報 1.保険者番号,2.管理市町村コード,3.仮消区分,4.コンビニキー項目,5.再発行回数,6.連番,7.データ識別,8.読取日付,9.読取時間,10.バーコード情報,11.収納店舗コード,12.支払予定日,13.経理処理日,14.経理処理日,15.市町村コード,16.被保険者番号,17.賦課年度,18.調定年度,19.徴収方法区分,20.期別,21.期別予備,22.検索区分,23.削除フラグ,24.期別収納額,25.督促手数料額,26.延滞金額,27.速報取込日,28.取消取込日,29.確報取込日,30.速報作成日,31.取消作成日,32.確報作成日,33.納付区分,34.全納過誤発生フラグ,35.コンビニチェーン内部コード,36.タイムスタンプー日付,37.タイムスタンプー時刻,38.異動所属コード,39.異動職員コード,40.異動PID,41.データ作成日,42.データ作成時刻,43.データ作成PG
滞納処分状況一覧情報 1.保険者番号,2.市町村コード,3.被保険者番号,4.氏名,5.滞納管理区分,6.滞納調定金額計,7.滞納分収納金額計,8.未納金額計,9.未納金額計金額範囲区分,10.不納欠損額合計,11.滞納延滞金額計,12.滞納分延滞金収納額計,13.未納延滞金額計,14.所得段階コード,15.所得段階取得賦課年度,16.所得段階,17.差引保険料額取得賦課年度,18.差引保険料額,19.時効予定日,20.処分コード,21.処分起案日,22.処分執行日,23.不納欠損停止区分,24.財産登録フラグ,25.財産回答状況区分,26.催告回数,27.督促催告停止区分,28.督促催告全停止日,29.分納区分,30.交渉日,31.時刻,32.交渉予実区分,33.予定履行フラグ,34.予定,35.交渉手段区分,36.要介護認定申請区分,37.認定状態区分,38.二次審査要介護状態区分,39.認定有効開始日,40.認定有効終了日,41.事業対象者区分,42.事業対象者有効開始日,43.事業対象者有効終了日,44.負担割合区分,45.給付制限種類区分,46.滞納地区コード,47.滞納地区,48.滞納整理員コード,49.滞納整理員,50.宛名コード,51.氏名カナ,52.基本続柄コード,53.続柄,54.生年月日,55.性別コード,56.世帯人数,57.世帯コード,58.現住所,59.郵便番号,60.不現住フラグ,61.予備日付1,62.予備日付2,63.予備日付3,64.予備コード1,65.予備コード2,66.予備コード3,67.予備名称1,68.予備名称2,69.予備名称3,70.予備金額1,71.予備金額2,72.予備金額3,73.タイムスタンプー日付,74.タイムスタンプー時刻,75.異動所属コード,76.異動職員コード,77.異動PID,78.データ作成日,79.データ作成時刻,80.データ作成PG
財産照会文書発行情報 1.保険者番号,2.市町村コード,3.被保険者番号,4.照会文書発行番号,5.照会文書発行番号枝番,6.照会文書発行日,7.照会状況区分,8.財産区分,9.財産照会先管理連番,10.財産照会先別発行履歴連番,11.削除フラグ,12.予備日付1,13.予備日付2,14.予備日付3,15.予備コード1,16.予備コード2,17.予備コード3,18.予備名称1,19.予備名称2,20.予備名称3,21.予備金額1,22.予備金額2,23.予備金額3,24.所属名,25.職員名,26.タイムスタンプー日付,27.タイムスタンプー時刻,28.異動所属コード,29.異動職員コード,30.異動PID,31.データ作成日,32.データ作成時刻,33.データ作成PG
財産管理預貯金情報 1.保険者番号,2.市町村コード,3.被保険者番号,4.財産連番,5.照会文書発行番号,6.照会文書発行番号枝番,7.回答登録日,8.口座有無フラグ,9.差押可否フラグ,10.年金受給口座フラグ,11.金融機関コード,12.支店コード,13.口座種別コード,14.口座番号,15.口座名義人カナ,16.口座名義人,17.預金残高,18.契約日,19.満期日,20.最終取引日,21.備考,22.所属名,23.職員名,24.予備日付1,25.予備日付2,26.予備日付3,27.予備コード1,28.予備コード2,29.予備コード3,30.予備名称1,31.予備名称2,32.予備名称3,33.予備金額1,34.予備金額2,35.予備金額3,36.タイムスタンプー日付,37.タイムスタンプー時刻,38.異動所属コード,39.異動職員コード,40.異動PID,41.データ作成日,42.データ作成時刻,43.データ作成PG
財産管理その他情報 1.保険者番号,2.市町村コード,3.被保険者番号,4.財産連番,5.回答登録日,6.財産名,7.差押可否フラグ,8.項目名1,9.数値1,10.内容1,11.日付1,12.項目名2,13.数値2,14.内容2,15.日付2,16.項目名3,17.数値3,18.内容3,19.日付3,20.項目名4,21.数値4,22.内容4,23.日付4,24.項目名5,25.数値5,26.内容5,27.日付5,28.備考,29.所属名,30.職員名,31.予備日付1,32.予備日付2,33.予備日付3,34.予備コード1,35.予備コード2,36.予備コード3,37.予備名称1,38.予備名称2,39.予備名称3,40.予備金額1,41.予備金額2,42.予備金額3,43.タイムスタンプー日付,44.タイムスタンプー時刻,45.異動所属コード,46.異動職員コード,47.異動PID,48.データ作成日,49.データ作成時刻,50.データ作成PG
広域連合収納情報 1.保険者番号,2.市町村コード,3.被保険者番号,4.賦課年度,5.調定年度,6.賦課管理番号,7.徴収方法区分,8.期別,9.期別連番,10.過誤納年度,11.過誤納連番,12.過誤納内訳連番,13.過誤納整理連番,14.過誤納元先区分,15.過誤納履歴連番,16.過誤納履歴相対番号,17.広域過誤納状態区分,18.集計年度,19.歳入年度,20.広域納入方法コード,21.広域還付充当区分,22.領収日,23.収納日,24.保険料収納金額,25.予備,26.情報種別コード,27.収納情報処理済フラグ,28.収納情報送付日,29.タイムスタンプー日付,30.タイムスタンプー時刻,31.異動所属コード,32.異動職員コード,33.異動PID,34.データ作成日,35.データ作成時刻,36.データ作成PG

(別紙3) 特定個人情報ファイル記録項目

広域連合滞納者情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.被保険者番号,4.賦課年度,5.調定年度,6.徴収方法区分,7.期別,8.賦課管理番号,9.広域滞納状態コード,10.督促日,11.催告日,12.不納欠損日,13.広域不納欠損事由コード,14.不納欠損額,15.予備,16.情報種別コード,17.滞納者情報処理済フラグ,18.滞納者情報送付日,19.タイムスタンプ 日付,20.タイムスタンプ 時刻,21.異動所属コード,22.異動職員コード,23.異動PID,24.データ作成日,25.データ作成時刻,26.データ作成PG

汎用帳票対象者情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.業務区分,4.メニューID,5.サービス内容コード,6.対象者区分,7.申請管理番号,8.宛名コード,9.被保険者番号,10.事業者番号,11.年月,12.年月日,13.英字,14.コード,15.番号管理,16.登録年月日,17.支所コード,18.申請受付者所属コード,19.申請受付者職員コード,20.申請受付場所コード,21.宛先設定区分,22.送付先連番,23.送付先宛名コード,24.宛先名,25.宛先住所,26.宛先住所方書,27.宛先郵便番号,28.宛先カスタマーバーコード,29.問い合わせ先設定区分,30.問い合わせ先名,31.問い合わせ先郵便番号,32.問い合わせ先住所,33.問い合わせ先電話番号,34.公印出力有無確認,35.送達記録情報登録確認,36.賦課年度,37.調定年度,38.期別,39.備考,40.汎用お知らせ帳票作成区分,41.汎用お知らせ帳票番号,42.汎用お知らせ帳票作成年月日,43.タイムスタンプ 日付,44.タイムスタンプ 時刻,45.異動所属コード,46.異動職員コード,47.異動PID,48.データ作成日,49.データ作成時刻,50.データ作成PG

汎用帳票対象者付随項目情報

1.保険者番号,2.市町村コード,3.業務区分,4.メニューID,5.サービス内容コード,6.対象者区分,7.申請管理番号,8.宛名コード,9.被保険者番号,10.事業者番号,11.付随項目連番,12.属性,13.形式—金額,14.形式—数値,15.形式—英字,16.形式—日本語,17.形式—年月日,18.形式—コード値,19.形式—年度,20.形式—年月,21.タイムスタンプ 日付,22.タイムスタンプ 時刻,23.異動所属コード,24.異動職員コード,25.異動PID,26.データ作成日,27.データ作成時刻,28.データ作成PG

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	IV. 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	金沢市市長公室広報広聴課市政情報係	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	事後	重要な変更項目でないため
平成28年9月1日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4ー③他のシステムとの接続		市営住宅駐車場管理システムを削除 就園奨励システムを追加	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	I. 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健局医療保険課長 小林 外喜夫	保健局医療保険課長 西川 信一	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	Ⅲ. リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2. 権限のない者によって不正に使用されるリスク ーユーザー認証の管理 ー具体的な管理方法		・徴収システムを利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。 を追記	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月27日	Ⅱ．特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3－③委託先名	株式会社メビウス	株式会社アドバンス社	事後	重要な変更項目でないため
平成30年4月1日	Ⅰ．関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健局医療保険課長 西川 信一	保健局医療保険課長 小嶋 一彦	事後	重要な変更項目でないため
平成30年6月29日	Ⅰ．関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健局医療保険課長 小嶋 一彦	保健局医療保険課長	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	Ⅰ．基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	○高確法による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 (中略) ・限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務	○高確法による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 (中略) ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱ．特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転 移転先3 ⑥移転方法	電子記録媒体	共有フォルダ	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和1年6月28日	Ⅱ．特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転 移転先4	長寿福祉課	地域長寿課	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	Ⅱ．特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転 移転先4 ⑥移転方法	電子記録媒体	共有フォルダ	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和1年6月28日	Ⅱ．特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転 移転先5	長寿福祉課	地域長寿課	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5 ⑥移転方法	電子記録媒体	共有フォルダ	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和1年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6 ⑥移転方法	電子記録媒体	共有フォルダ	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和1年6月28日	Ⅲ. リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2. 権限のない者によって不正に使用されるリスク —ユーザー認証の管理 —具体的な管理方法	・徴収システムを利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。	・標準システム及び徴収システムを利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和1年6月28日	V. 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年9月4日	令和元年6月28日	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月29日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	徴収システムの保守作業、職員からの問い合わせに対する調査回答等	徴収システムについて、保守作業、職員からの問い合わせに対する調査回答、システム運用オペレーション作業、バッチ処理に伴う帳票印刷作業等を行う。	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	Ⅲ. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク＞ ・委託先に特定個人情報を保管させない。 ・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。	＜委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク＞ ・委託先に特定個人情報を保管させない。 ・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・再委託先においても委託先と同様の安全管理措置を遵守することを書面にて確認する。 ・システム運用支援に係る委託作業において、受託者が印刷作業を行う場合、入退出管理及び監視カメラ設置がなされた室内で、職員の監視下にて実施する。	事後	特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更のため
令和2年6月29日	Ⅲ. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重要な変更項目でないため
令和2年6月29日	Ⅲ. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	－	帳票印刷作業を含むシステム運用支援委託業務において、業務委託者作業員がシステムにより印刷した帳票を、無断で外部に持ち出したもの。	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月29日	Ⅲ. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	-	システム運用支援委託業務において、帳票印刷作業を行う場合は、必ず職員による監視下で実施する等の対応を行った。	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	市税総合オンラインデータベースシステム	税務システム	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I. 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の59の項	番号法第9条第1項 別表第1の84の項	事前	
令和3年6月28日	I. 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健局医療保険課	福祉健康局医療保険課	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	I. 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健局医療保険課長	福祉健康局医療保険課長	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 ※その必要性	<略> ・番号法第19条第7号及び別表第2の規定による。	<略> ・番号法第19条第8号及び別表第2の規定による。	事後	法令改正等による形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
令和3年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健局医療保険課	福祉健康局医療保険課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	II. 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	保健局医療保険課	福祉健康局医療保険課	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	Ⅱ．特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通株式会社北陸支社	富士通Japan株式会社石川支社	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅱ．特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	富士通株式会社北陸支社	富士通Japan株式会社石川支社	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅱ．特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先4	地域長寿課	福祉政策課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	Ⅱ．特定個人情報ファイルの概要 5．特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先5	地域長寿課	福祉政策課	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	(別紙1)ファイル記載項目		(広域連合連携_税情報部) 合計所得金額,特定支出額,所得金額調整控除額, 公的年金等所得額 (住民税賦課情報部) 合計所得金額-後期,特定支出額,所得金額調整 控除額,公的年金等所得額 (住民税異動累積情報部) 合計所得金額-後期,特定支出額,所得金額調整 控除額,公的年金等所得額 (納付番号対応情報部) (略) (仮消込情報部) (略) を追加	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	IV. 開示請求、問い合わせ 2. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ ①連絡先	保健局医療保険課 電話 076-220-2255	福祉健康局医療保険課 電話 076-220-2255	事後	重要な変更項目でないため
令和3年9月30日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」とい う。)においては、別表第1項番59の規定により、 以下の事務において個人番号を用いることにな る。	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」とい う。)においては、別表第1項番84の規定により、 以下の事務において個人番号を用いることにな る。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月30日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4（既存住民基本台帳システム） ③他システムとの接続		ダウンリカバリシステムを削除 子ども・子育て支援システムを追加	事後	重要な変更項目でないため
令和3年9月30日	II. 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 ※その必要性	・番号法第9条第1号及び別表第1の59の項の規定による。	・番号法第9条第1号及び別表第1の84の項の規定による。	事前	
令和4年2月22日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6（番号連携システム）		（新規追加）	事前	
令和4年2月22日	I. 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	Ⅰ．基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(82の項)	事前	
令和4年2月22日	Ⅱ．特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ①入手元		内閣府を追加	事前	
令和4年2月22日	Ⅱ．特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ②入手方法		情報提供ネットワークシステムを追加	事前	
令和4年2月22日	Ⅲ．リスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		(新規追加)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	Ⅲ. リスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年2月22日	Ⅲ. リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。 を追加	事前	
令和4年2月22日	Ⅲ. リスク対策 10. その他のリスク対策		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 を追加	事前	
令和4年6月28日	I. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	齢者の医療の確保に関する法律(以下、「高確法」という。)及び石川県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)においては、別表第1項番84の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 <略>	齢者の医療の確保に関する法律(以下、「高確法」という。)及び石川県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収等を行う事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)においては、別表第1項番85の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 <略>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4ー③他のシステムとの接続		市税滞納管理システム削除 就園奨励システム削除	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月28日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7		サービス検索・電子申請機能を追記	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月28日	I. 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の84の項	番号法第9条第1項 別表第1の85の項	事前	
令和4年6月28日	I. 基本情報 5. 情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(82の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(106の項)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	後期高齢者医療業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1号及び別表第1の84の項の規定による。 ・番号法第19条第8号及び別表第2の規定による。	後期高齢者医療業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1号及び別表第1の85の項の規定による。 ・番号法第19条第8号及び別表第2の規定による。	事前	
令和4年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(庁内LAN)	その他(庁内LAN、サービス検索・電子申請機能)	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通Japan株式会社石川支社	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月28日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	富士通Japan株式会社石川支社	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	Ⅱ．特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	<本市における措置> ①指紋認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内(施錠管理し、鍵管理簿を作成して利用者の管理を行っている。)のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。 ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。	<本市における措置> ①生体認証装置を設置した、あらかじめ許可された者のみが入室できる場所のサーバラック内(施錠管理し、鍵管理簿を作成して利用者の管理を行っている。)のサーバーに保管し、一部のものは磁気テープに書き出して保存している。 ②紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。 <サービス検索・電子申請機能における措置> システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月28日	Ⅲ．リスク対策 2. 特定個人情報の入手保管場所(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	<略>	<略> ・サービス検索・電子申請機能においては、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。また、電子申請画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	Ⅲ. リスク対策 2. 特定個人情報の入手 保管場所(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手 保管場所(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<略>	<略> ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において市民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、市民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 <略> ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 <略> ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和4年6月28日	Ⅲ. リスク対策 2. 特定個人情報の使用 リスク2 具体的な管理方法	<略>	<略> ・サービス検索・電子申請機能を利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーID を割り当てるとともに、ID とパスワードによる認証を行う。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	Ⅲ. リスク対策 2. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	<略>	<略> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる 端末を制限する。 ・サービス検索・電子申請機能についてアクセス ログの記録を行い、操作者個人を特定できるよう にする。また、アクセスログは改ざんを防止するた め、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正な ログの書き込み等を防止する。 <略> ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人 番号付電子申請データ等のデータについて、改ざ ん、業務目的以外の複製、外部記憶媒体への書 き出し等を禁止する。	事後	特定個人情報の漏えいその他 の事態を発生させるリスクを相 当程度変動させるものではない と考えられる変更のため
令和4年6月28日	Ⅲ. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	・サーバー設置場所に指紋認証装置を設置し、あ らかじめ許可された者のみが入室できる。 ・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠 管理する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、 サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接 続する。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー 設置場所に消火設備を完備する。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行 う。 ・定期的にバックアップを行う。	・サーバー設置場所に生体認証装置を設置し、あ らかじめ許可された者のみが入室できる。 ・記憶媒体及び紙媒体の保管場所について施錠 管理する。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、 サーバーとその周辺機器は無停電電源装置に接 続する。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、サーバー 設置場所に消火設備を完備する。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行 う。 ・定期的にバックアップを行う。 ・サービス検索・電子申請機能と本市との間は、 LGWAN の回線を用いた暗号化通信を行うこと で、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないよう にしている。	事後	特定個人情報の漏えいその他 の事態を発生させるリスクを相 当程度変動させるものではない と考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	I 基本情報 システム4 既存住記システム システム6 番号連携システム ③他のシステムとの接続	国民健康保険システム	国民健康保険事務処理標準システム	事後	重要な変更項目でないため
令和5年7月7日	Ⅲ. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし * 上記変更に伴い、その内容及び再発防止策の内容削除	事後	
令和5年7月7日	Ⅲ. リスク対策 7. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する	・本市の窓口端末は、広域連合の標準システムのみ接続され、接続には専用線を用いる。	・本市の窓口端末は、庁内閉域ネットワークを除き、広域連合の標準システムとのみ接続され、標準システムとの接続には専用線を用いる。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和5年7月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		預貯金等照会システム 全文追加	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	I. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<略> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)においては、別表第1項番85の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 <略>	<略> また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表の項番85の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 <略>	事前	
令和6年12月26日	I. 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の85の項	番号法第9条第1項 別表の85の項	事前	
令和6年12月26日	I. 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(106の項)	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(117の項)	事前	
令和6年12月26日	I. 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉健康局医療保険課	市民局保険年金課	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	I. 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉健康局医療保険課長	市民局保険年金課長	事前	
令和6年12月26日	II. 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	後期高齢者医療業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1号及び別表第1の85の項の規定による。 ・番号法第19条第8号及び別表第2の規定による。	後期高齢者医療業務における事務処理に利用する。 ・番号法第9条第1号及び別表の85の項の規定による。 ・番号法第19条第8号及び主務省令第2条の規定による。	事前	
令和6年12月26日	II. 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤事務担当部署	福祉健康局医療保険課	市民局保険年金課	事前	
令和6年12月26日	II. 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	福祉健康局医療保険課	市民局保険年金課	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	徴収システムについて、保守作業、職員からの問い合わせに対する調査回答、システム運用オペレーション作業、バッチ処理に伴う帳票印刷作業等を行う。	徴収システムの開発、運用、保守等を行う。また、徴収システム（現行）においては、専用ネットワークを利用して、本市に設置する端末とサーバーとを接続し、徴収システムファイルを管理する。なお、徴収システム（次期）においては、ガバメントクラウドとしデータセンターでの運用に置き換わる。※本市においては、現在、新しい徴収システムの導入を行っていることから、現在利用している徴収システム固有の事項については「徴収システム（現行）」、新しい徴収システム固有の事項については「徴収システム（次期）」と明記する。	事前	
令和6年12月26日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥再委託事項	徴収システムの品質管理、問題点管理、QA対応	徴収システム（現行）の品質管理、問題点管理、QA対応	事前	
令和6年12月26日	II. 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所		<ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドにおいては、政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービス内に構成される領域に特定個人情報ファイルが保管され、認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策等の物理的対策を実施するものとなっている。 を追記	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅲ. リスク対策 3. 特定個人情報ファイルの使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(略) ・標準システム及び徴収システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして一定期間保管する。 (略)	(略) ・標準システム及び徴収システム(現行)内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして一定期間保管する。 (略)	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 規定の内容	(略) ・特定個人情報の複製及び外部へ持出しを禁止する。 (略) ・必要があれば、本市職員が現地調査する。 (略)	(略) ・特定個人情報の複製については、本市が認める場合を除き禁止する。 ・特定個人情報の外部へ持出しは、委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止する。 (略) ・徴収システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・徴収システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。 (略)	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 具体的な方法	(略) ・必要があれば、本市職員が現地調査する。	(略) ・徴収システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・徴収システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監査及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	Ⅲ. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク> ・委託先に特定個人情報を保管させない。 ・外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止する。 ・必要があれば、本市職員が現地調査する。 (略) <委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク> (略) ・必要があれば、本市職員が現地調査する。	<委託先における特定個人情報の不正な提供に関するリスク> ・徴収システム開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を本市庁舎内に限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。なお、徴収システム(次期)においては、ガバメントクラウドに置き換わる。 ・委託先に特定個人情報を保管させない。 ・本市が認める場合を除き、外部媒体へのデータ書き出しをシステム側で禁止している。なお、外部媒体へデータ書き出しを行う場合は暗号化を行う。 (略) <委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク> (略) ・徴収システム(現行)においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・徴収システム(次期)に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)による監査を受審するものとなっている。	事前	
令和6年12月26日	Ⅲ. リスク対策 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 その他の措置の内容		<ガバメントクラウドにおける措置> を追記	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	IV. 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉健康局医療保険課 電話 076-220-2255	市民局保険年金課 電話 076-220-2255	事前	
令和6年12月26日	V. 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和元年6月28日	令和6年12月26日	事前	
令和7年9月5日	I. 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	(略) ○高確法による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。) 具体的には、以下の事務となる。 ・被保険者証に関する事務 ・被保険者資格証明書に関する事務 ・特定疾病療養受療証に関する事務 ・限度額適用認定証に関する事務 ・限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 (略)	(略) ○高確法による資格確認書、資格情報のお知らせに関する事務(前号に掲げるものを除く。) 具体的には、以下の事務となる。 ・資格確認書に関する事務 ・資格情報のお知らせに関する事務 ○高確法による特定疾病療養又は限度額適用・標準負担額減額の認定に関する事務(前々号に掲げるものを除く。) 具体的には、以下の事務となる。 ・特定疾病療養の認定に関する事務 ・限度額適用の認定に関する事務 ・限度額適用・標準負担額減額の認定に関する事務 (略)	事後	重要な事項でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月5日	1. 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム2 ②システムの機能	<資格管理業務> (1)被保険者証の即時交付申請 本市の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を本市の窓口端末へ配信する。 本市の窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。 (略)	<資格管理業務> (1)資格確認書等の即時交付申請 本市の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を本市の窓口端末へ配信する。 本市の窓口端末では配信された決定情報をもとに資格確認書等を発行する。 (略)	事後	重要な事項でないため
令和7年9月5日	1. 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム3 ②システムの機能	(略) ②本人確認情報検索 ・統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する	(略) ②本人確認情報検索 ・統合端末において入力された5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、性別、生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する	事後	重要な事項でないため
令和7年9月5日	1. 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム4 ②システムの機能	①住民記録管理機能 ・住民基本台帳法に規定する住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯等の基本項目の管理を行い、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を更新するため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)等の提供を行う。また、転入届に基づき住民票の記載をした際は、転出元市町村に対して記録事項を通知(転入通知)し、住民の異動で本籍地が本市以外の場合は、本籍地に修正をすべき事項を通知(附票通知)する。 (略)	①住民記録管理機能 ・住民基本台帳法に規定する住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯等の基本項目の管理を行い、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を更新するため、5情報(氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別)等の提供を行う。また、転入届に基づき住民票の記載をした際は、転出元市町村に対して記録事項を通知(転入通知)し、住民の異動で本籍地が本市以外の場合は、本籍地に修正をすべき事項を通知(附票通知)する。 (略)	事後	重要な事項でないため
令和7年9月5日	1. 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム6 ②システムの機能	(略) ④情報提供機能 ・各業務で管理している別表第2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 (略)	(略) ④情報提供機能 ・各業務で管理している利用特定個人情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 (略)	事後	重要な事項でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月5日	I. 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(117の項)	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(個人番号利用事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(117の項)	事後	重要な事項でないため
令和7年9月5日	II. 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	(略) ⑦被保険者証の引渡しや被保険者の資格に関する届出並びに保険給付に関する届出の受付をし、申請書等を広域連合へ送付する。 (略)	(略) ⑦資格確認書等の引渡しや被保険者の資格に関する届出並びに保険給付に関する届出の受付をし、申請書等を広域連合へ送付する。 (略)	事後	重要な事項でないため
令和7年9月5日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルを取扱いの委託 委託事項3	データ入力・ファイリング業務委託	限度額適用認定証申請勧奨等委託業務	事後	重要な事項でないため
令和7年9月5日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルを取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	限度額適用・減額認定証申請書及び基準収入額適用申請書の申請内容の入力補助	資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書等の申請内容の入力補助	事後	重要な事項でないため
令和7年9月5日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルを取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	株式会社アドバンス社	松村ビジネスサービス株式会社	事後	重要な事項でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月5日	IV. 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・請求・利用停止請求	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	金沢市総務局文書法制課文書法制係	事後	重要な事項でないため
令和8年9月4日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	後期高齢者医療保険料徴収システム（以後、「徴収システム」という。）	後期高齢支援システム	事後	重要な事項でないため
令和8年9月4日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[] 税務システム [] その他（ ）	[○] 税務システム [○] その他（福祉保健総合システム）	事後	重要な事項でないため
令和8年9月4日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、徴収システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金受付システム、子ども子育て支援システム	戸籍システム、健康情報システム、介護保険システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、後期高齢支援システム、国民健康保険事務処理標準システム、国民年金システム、子ども・子育て支援システム、申請管理システム、選挙人名簿管理システム	事後	重要な事項でないため
令和8年9月4日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	市税滞納管理システム	市税滞納管理システム、介護保険システム、国民健康保険事務処理標準システム、後期高齢支援システム、国民年金システム、健康情報システム、子ども・子育て支援システム、市営住宅管理システム、福祉保健総合システム、就学事務システム	事後	重要な事項でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、子ども・子育て支援システム	中間サーバー、国民健康保険事務処理標準システム、介護保険システム、福祉保健総合システム、子ども・子育て支援システム、健康情報システム	事後	重要な事項でないため

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	II. 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報ファイルの入手・使用 ②入手方法	[○]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く）	[]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く）	事後	重要な事項でないため
令和8年9月4日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	徴収システム運用支援委託	後期高齢者医療業務に係る標準化準拠システムクラウドサービス提供等業務	事後	重要な事項でないため
令和8年9月4日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	徴収システムの開発、運用、保守等を行う。また、徴収システム（現行）においては、専用ネットワークを利用して、本市に設置する端末とサーバーとを接続し、徴収システムファイルを管理する。なお、徴収システム（次期）においては、ガバメントクラウドとしデータセンターでの運用に置き換わる。 ※本市においては、現在、新しい徴収システムの導入を行っていることから、現在利用している徴収システム固有の事項については「徴収システム（現行）」、新しい徴収システム固有の事項については「徴収システム（次期）」と明記する。	ガバメントクラウド上に構築された後期高齢支援システムの資産適用、運用支援、保守等を行う。	事後	重要な事項でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	II．特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 1 ②委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	重要な事項でないため
令和8年9月4日	II．特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 1 ⑥再委託事項	徴収システム（現行）の品質管理、問題点管理、Q A 対応	現地での運用支援作業等	事後	重要な事項でないため
令和8年9月4日	II．特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2	徴収システムオペレーション業務委託	後期高齢支援システムオペレーション委託業務	事後	重要な事項でないため
令和8年9月4日	II．特定個人情報ファイルの概要 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 ①委託内容	徴収システムのスケジュール管理、バッチ処理の運用監視等	後期高齢者支援システムのバッチスケジュール・パラメタ管理、バッチ処理の日次事前走行・年次リーサル等	事後	重要な事項でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥再委託事項	徴収システムのスケジュール確認、バッチ処理の監視等	後期高齢者支援システムのバッチスケジュール・パラメタ登録、バッチ処理の日次事前走行・年次リーサル等	事後	重要な事項でないため
令和8年9月4日	II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	松村ビジネスサービス株式会社	IIP金沢キャリアサポート株式会社	事後	重要な事項でないため
令和8年9月4日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先3 ⑥移転方法	[○]その他（共有フォルダ）	[○]その他（庁内LAN）	事後	重要な事項でないため
令和8年9月4日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無（委託に伴うものを除く。）	[○]移転を行っている（6）件	[○]移転を行っている（9）件	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先 7		（新規追加）	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和8年9月4日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先 8		（新規追加）	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和8年9月4日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先 9		（新規追加）	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和8年9月4日	（別紙3） 特定個人情報ファイル記録項目		（標準仕様書準拠対応に伴う全面刷新）	事後	重要な変更項目でないため
令和8年9月4日	III. リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク 1 リスクに対する措置の内容	・標準システム及び徴収システムは、業務に関係の無い情報を保有していない。	・標準システム及び後期高齢支援システムは、業務に関係の無い情報を保有していない。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	Ⅲ. リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク 2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・標準システム及び徴収システムを利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。 ・標準システム及び徴収システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。	・標準システム及び後期高齢支援システムを利用する必要がある職員を特定した上で、個人ごとのユーザーIDを割り当てし、端末機利用時にはID、パスワード及び生体情報による二要素認証を行っている。 ・標準システム及び後期高齢支援システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	Ⅲ. リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク 2 ユーザ認証の管理 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・標準システム及び徴収システム（現行）内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして一定期間保管する。 （中略） 【徴収システムにおける措置】	・標準システム及び後期高齢支援システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして一定期間保管する。 （中略） 【後期高齢支援システムにおける措置】	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	Ⅲ. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	・徴収システム（現行）においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・徴収システム（次期）に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）による監査を受審するものとなっている。	・後期高齢支援システムに係るオペレーション委託においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・後期高齢支援システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）による監査を受審するものとなっている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	III. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	・徴収システム（現行）においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・徴収システム（次期）に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）による監査を受審するものとなっている。	・後期高齢支援システムに係るオペレーション委託においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・後期高齢支援システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）による監査を受審するものとなっている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	III. リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・徴収システム開発及び運用保守等委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を本市庁舎内に限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。なお、徴収システム（次期）においては、ガバメントクラウドに置き換わる。 （中略） ・徴収システム（現行）においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・徴収システム（次期）に係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）による監査を受審するものとなっている。	・後期高齢支援システムの運用保守及びオペレーション委託に関して、契約書にて委託業務実施場所を本市が別に指定する場所に限定し、特定個人情報の委託業務実施場所以外への持ち出しを禁止している。 （中略） ・後期高齢支援システムに係るオペレーション委託においては、必要があれば、本市職員が現地調査する。 ・後期高齢支援システムに係るガバメントクラウドにおいては、国による監督及び検査を受けるとともに、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）による監査を受審するものとなっている。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	III. リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・情報の移転先にあたる広域連合については、徴収システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、従来からその宛名番号で業務データと個人の紐付けを行っているため、本市から送信したデータが広域連合で誤って他人に紐付けされることはない。	・情報の移転先にあたる広域連合については、後期高齢支援システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別情報を管理しており、従来からその宛名番号で業務データと個人の紐付けを行っているため、本市から送信したデータが広域連合で誤って他人に紐付けされることはない。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	III. リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	・徴収システム機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。	・後期高齢支援システム機能の本市への提供に際しては、提供環境においてウイルス対策ソフトを導入し定期的にパターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアへのセキュリティパッチの適用も必要に応じて実施する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため
令和8年9月4日	1. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	[○]その他（申請管理システム）	[○]その他（申請管理システム、e-Gov電子申請サービス）	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月4日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ ①連絡先	電話 076-220-2255	電話 050-1792-1620（自動応答）	事後	重要な事項でないため